

周防大島町告示第13号

令和4年第1回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

令和4年2月25日

周防大島町長 藤本 浄孝

1 期 日 令和4年3月4日

2 場 所 大島庁舎議場

---

○開会日に応招した議員

山中 正樹君

栄本 忠嗣君

白鳥 法子君

竹田 茂伸君

山根 耕治君

岡崎 裕一君

田中 豊文君

新田 健介君

吉村 忍君

久保 雅己君

小田 貞利君

尾元 武君

荒川 政義君

---

○3月8日に応招した議員

---

○3月22日に応招した議員

---

○3月24日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

令和4年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

令和4年3月4日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

令和4年3月4日 午前9時30分開会。

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 施政方針並びに提案理由の説明・行政報告
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 議案第9号 令和3年度周防大島町一般会計補正予算(第14号)
- 日程第9 議案第10号 令和3年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第11号 令和3年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第12号 令和3年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第13号 令和3年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第14号 令和3年度周防大島町水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第15号 令和3年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第16号 令和3年度周防大島町病院事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第16 議案第17号 周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第18号 周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第19号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第19 議案第20号 周防大島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第21号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第21 議案第22号 山口県市町総合事務組合の財産処分について

- 日程第22 議案第23号 財産の無償貸付けについて（質疑・討論・採決）
- 日程第23 議案第24号 油宇集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第25号 小泊集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第26号 周防大島町浮島地区学習等供用施設の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第27号 周防大島町原地区学習等供用施設の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第28号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第29号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第30号 令和3年災補災道第2号町道久賀・土居線道路災害復旧工事の請負契約の締結について（質疑・討論・採決）

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 施政方針並びに提案理由の説明・行政報告
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 議案第9号 令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第14号）
- 日程第9 議案第10号 令和3年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第11号 令和3年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第12号 令和3年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第13号 令和3年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第14号 令和3年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第15号 令和3年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第16号 令和3年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第16 議案第17号 周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第18号 周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正について

- 日程第18 議案第19号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第19 議案第20号 周防大島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第21号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第21 議案第22号 山口県市町総合事務組合の財産処分について
- 日程第22 議案第23号 財産の無償貸付けについて（質疑・討論・採決）
- 日程第23 議案第24号 油宇集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第25号 小泊集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第26号 周防大島町浮島地区学習等供用施設の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第27号 周防大島町原地区学習等供用施設の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第28号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第29号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第30号 令和3年災補災道第2号町道久賀・土居線道路災害復旧工事の請負契約の締結について（質疑・討論・採決）

---

出席議員（13名）

1番	山中 正樹君	2番	栄本 忠嗣君
3番	白鳥 法子君	4番	竹田 茂伸君
5番	山根 耕治君	6番	岡崎 裕一君
8番	田中 豊文君	9番	新田 健介君
10番	吉村 忍君	11番	久保 雅己君
12番	小田 貞利君	13番	尾元 武君
14番	荒川 政義君		

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 大川 博君  
書記 浜元 信之君

議事課長 池永祐美子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	藤本 浄孝君	代表監査委員	……………	大原 秀三君
副町長	……………	岡村 春雄君	教育長	……………	西川 敏之君
病院事業管理者	……………	石原 得博君	総務部長	……………	大下 崇生君
産業建設部長	……………	瀬川 洋介君	健康福祉部長	……………	近藤 晃君
環境生活部長	……………	伊藤 和也君	統括総合支所長	……………	岡本 義雄君
会計管理者兼会計課長	……………			……………	重富 孝雄君
教育次長	……………	木谷 学君	病院事業局総務部長	……………	大元 良朗君
総務課長	……………	中元 辰也君	財政課長	……………	岡原 伸二君

---

午前9時30分開会

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから令和4年第1回周防大島町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、栄本忠嗣議員、3番、白鳥法子議員を指名いたします。

---

**日程第2. 会期の決定**

○議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、去る2月25日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から3月24日までの21日間としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から3月24日までの21日間とすることに決定しました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（荒川 政義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

それでは、昨年12月定例会以降の諸般について御報告を行います。

まず、本日までに議会に提出されております文書について地方自治法の規定に基づき、監査委員より例月現金出納検査（12月・1月・2月実施分）及び定期監査（12月・1月・2月実施分）の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配付いたしております。

次に、陳情・要望につきましては、橘福社会から養護老人ホームに従事する職員の給与改善の実現に向けた措置費の引き上げに係る要望書を受領しましたので、議員配付として既にお手元にお届けしております。

続いて、柳井地区広域市町の関係について報告いたします。

12月22日に召集された柳井地区広域消防組合議会第2回定例会へは吉村議員と久保議員が出席、12月27日の柳井地域広域水道企業団議会第2回定例会へは山根議員が出席。また2月21日開催の柳井地域広域水道企業団議会第1回定例会へは竹田議員と山根議員が出席いたしております。

次に全国の関係について報告いたします。

2月7日に町村議会の制度・運営に関する検討委員会がオンラインで開催され、1点目として多様な議員で構成された活力ある地方議会を目指す全国大会での大会決議、続いて地方議会の位置づけを明確に規定する地方自治法の改正等の早期実現を求める決議、次に議員の成り手不足の原因の1つとされる議員報酬の見直し及び政務活動費の活用に関する研究、以上3件の報告を受け、その後に委員会をオンライン開催する場合の委員会条例の改正について検討・審議を行いました。

感染症対策や大規模災害への対応、またデジタル化の進展に伴い、町村議会を取り巻く状況は刻々と変化していることから標準委員会条例及び標準会議規則の改正等も含め、今後も引き続き検討していくことを確認したところであります。

また、2月9日には全国離島振興市町村議会議長会理事会並びに第2回総会へ出席し、翌2月10日には、令和4年度末をもって失効する離島振興法の速やかな改正・延長の実現を図るため総決起大会が開催されました。

総決起大会の終了後、離島関係の都道県議会議長で構成する離島振興対策都道県議会議長会、都道県知事で構成する離島振興対策協議会、そして市町村議会議長で構成する全国離島振興市町村議会議長会及び市町村長で構成する全国離島振興協議会の4団体で、衆議院議院運営委員会山口俊一委員長、参議院議院運営委員会福岡資麿委員長、衆議院国土交通委員会中根一幸委員長、

参議院国土交通委員会斎藤嘉隆委員長及び離島振興特別委員会谷川弥一委員長をはじめとする国会議員並びに各政党役員総勢119名に対し強力に要請活動を行ってまいりました。

離島は、厳しい自然、物資等の輸送、医療提供体制、産業基盤や生活環境等が脆弱といった本土との大きな地域格差は引き続き対応すべき課題でありますので、全国の離島関係者が総力を結集し、より一層、強力に離島振興政策が推進されていくことを期待しております。

なお、全国町村議会議長会理事会第73回定期総会、都道府県会長会、互助会代議員会及び中国地区町村議会議長会は新型コロナウイルス感染症第6波の急拡大により開催方法は書面表決へと変更され、全ての案件が承認されました。

このうち、第73回定期総会では、周防大島町議会が地域の振興発展及び住民福祉の向上のため議会の活性化に努めてきた功績が認められ、全国町村議会議長会南雲会長から町村議会表彰を受けました。

我々、議会及び議員は、議会活動等を通じて地方自治の進展のために大きな役割を果たしていく必要があります、他の範とするにふさわしいものでなければなりません。議員各位におかれましては、今後ともさらなる御尽力をお願いするところでございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4. 施政方針並びに提案理由の説明・行政報告

○議長（荒川 政義君） 日程第4、施政方針並びに提案理由の説明・行政報告に入ります。

町長から施政方針並びに提案理由の説明・行政報告を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） おはようございます。本日は、令和4年第1回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和4年度一般会計予算をはじめ、各特別会計予算並びに諸議案につきまして御審議いただくにあたり、町政運営に挑む私の基本的な考え方の一端を申し述べさせていただき、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

それでは、施政方針について述べさせていただきます。

全国的には、新型コロナウイルス感染症の感染はいまだに収束の兆しが見えず、本町におきましても、3月1日の県発表においてこれまで206名の感染が報告されております。感染された方にお見舞いを申し上げるとともに、高齢者への感染は命に関わるため、さらなる感染防止対策を講じてまいる所存です。

また、新型コロナウイルスワクチン接種等において町内の医療機関の役割の大きさも改めて実感いたしました。医療従事者の皆さん、関係各位の皆さんに御尽力をいただいております。現在

は3回目の新型コロナウイルスワクチン接種につきまして、各方面の皆さんの御理解をいただきながら取り組んでおります。

このたびの新型コロナウイルス感染症は、本町のような人口の少ない密ではない環境においても、人の動きがあり、感染に注意しなければならないことを再認識いたしました。決して遠いまちで起こっている対岸の火事ではなく、どこにいても感染のおそれがあることを再認識いたしました。これは、町民の皆さんも同じようにお感じになったと存じます。引き続き感染防止とコロナ後を見据えてともに取り組んでまいりたいと考えております。

およそ2年に及ぶコロナ禍で改めて感じましたが、本町の人の流れや経済活動は常に日本中とつながっており、町政も、日本中、そして世界中とつながっているということを強く意識して前向きに取り組まなくてはならないと改めて感じる次第であります。

令和4年度の予算編成においても新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、町の財政運営や各種行事などにも影響を及ぼしています。しかし、この難局を機会に各事業の取組について精査を行う必要があると考えています。

これからのコロナ収束後の経済を見据えた取組も重要であり、新年度予算だけではなく、今後の予算編成、そしてまた補正予算等にも反映させてまいりたいところであります。

また、各交付税や税収などの自主財源の増減をしっかりと把握し、公金を活用するという意識を持ち、効率のよい運営を目指して予算編成を行いました。

改めて本町を取り巻く状況とともに申し上げたいと思います。

現在、日本経済の現状について、内閣府が発表いたしました2月の月例経済報告によりますと景気は持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で一部に弱さが見られるとし、先行きについては感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で各種政策の効果や海外経済の改善もあって景気が持ち直していくことが期待される。ただし、感染拡大による影響や供給面での制約、原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があるとの基調判断を行っております。

国においては、令和4年度の予算編成の基本的な考え方として、新型コロナウイルス感染症への対応に万全を期すとともに、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現に向けて、具体的には新型コロナウイルス感染症の克服に向け、国民を守る医療提供体制や検査体制の確保、変異株を含む新たなリスクに対する万全の備えのためのワクチン・治療薬等の研究開発・雇用・事業・生活に対する支援等を推進することとしております。

また、コロナ後の新しい社会を見据え、具体的には、科学技術立国の実現、地方を活性化し、世界とつながるデジタル田園都市国家構想、経済安全保障の推進を3つの柱とした大胆な投資に



よりポストコロナ社会を見据えた成長戦略を国主導で推進し、経済成長を図り、賃上げの促進等による働く人への分配機能の強化、看護や保育等に係る公的価格のあり方の抜本的な見直し、少子化対策等を含む全ての世代が支え合う持続可能な全世代型社会保障制度の構築を柱とした分配戦略を推進することとしております。

続きまして、本町の財政状況についてであります。

令和3年9月議会において認定をいただきました令和2年度決算のとおり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等については、早期健全化基準を数字上では下回っているものの、財政構造の弾力化を判断する経常収支比率においては令和2年度で96.3%と5年連続95%を超えて大変高い数値となっており、財政構造の硬直化が一層進んでいると考えております。

また、本町の主要財源である普通交付税については、令和2年から合併特例措置が完全になくなり、交付額は令和2年度は減額、令和3年度は令和2年国勢調査の人口が算定に用いられるので交付額が減少すると見込んでおりましたが、激変緩和措置等により人口減少による影響が少なかったことや町税等の減収見込み等により増額になったことから、令和4年度においては実績見込みや地方財政計画等により増額となりましたが、今後は、国勢調査の人口減少の影響や町税、各交付金の推移により減額を見込んでおります。

さらに、病院事業や下水道事業等の特別会計への繰出金につきましては、予算総額の約4分の1を占めていることを鑑みますと、今後も一層の財源不足が懸念されることから、令和4年度においても、非常に厳しい財政状況を理解の上、危機感を持って、より厳格な行財政運営を行い、本町の最重要課題である財政の健全化に取り組む必要があると考えております。

それでは、令和4年度の重点政策について申し上げます。

重点政策の第1は空家定住対策についてであります。

管理不十分な危険な空家や空き地については、本町に限らず我が国全体の深刻な問題であり、高齢化や人口減少が進む本町においては今後も増加していくと考えており、空家、空き地対策や空家、空き地等を利用した定住対策を総合的に進められるように施策を講じていく必要があると考えております。

しかしながら、現行の機構では空家・空き地や定住に関する所掌事務が多課にわたって行われていたことから、今年度において組織・機構の変更を行い、令和4年度から空家定住対策課を新設し、空家定住対策を総合的に取り組むことといたしました。

この空家定住対策課では、まずは、町内に空家がどの程度所在するのか、周辺に危険を及ぼすおそれのある空家があるのか、あるいは移住・定住等に活用可能な空家バンクに登録できる空家があるかという実態調査を実施することとしております。

また、交流から定住へを基本理念に、移住・定住相談、若者定住促進住宅の整備、空家の有効活用、定住のための情報発信を行い、体験型教育旅行の受入れを継続するとともに、交流・関係人口の拡大を図り、空校舎・遊休施設への企業誘致やサテライトオフィスの誘致につきましても積極的に取り組みたいと考えております。

第2は子育て・教育支援についてであります。

昨年の3月議会定例会の施政方針の際にも申しましたとおり、私自身、子育て世代の代表といたしまして山口県一の子育てしやすい制度と環境をつくりたいと考えております。

そのためには、まずは安心して出産できる環境づくりが必要であり、周産期医療支援として町民が安心して妊娠・出産をするための環境を整備し、妊娠・出産・子育てに関するワンストップ相談窓口としての子育て世代包括支援センターの機能強化や健康相談・健康教育・健康診査・訪問指導などの妊娠期から一貫した保健事業を推進してまいりたいと考えております。

また、子育てしやすい環境づくりといたしまして、育児放棄や児童虐待などの要保護児童の早期発見・早期対応のための子育て支援のネットワークづくりを推進し、児童の健全育成や仕事と子育ての両立支援のための延長保育等の保育サービスの充実を図るとともに、乳幼児健康診査や育児相談により乳幼児期から健康管理の充実を図り、安心して子育てができるよう支援していききたいと考えております。

次に、教育支援につきましては、ICT教育を引き続き推進し、学習において効果的に活用するため、ICT支援員を配置するなど児童・生徒が主体的に学習する新たな学びを創造するための整備を継続して行い、ALTによる外国語教育など幼少期から英語に触れる機会を創出し、保育園、小学校、中学校、高等学校と各年代に応じた英語教育の提供に努め、国際理解教育とグローバル人材を育成するための教育の充実も図りたいと考えております。

また、昨年は新型コロナウイルス感染症の拡大により中止となりましたが、高校生を対象とした語学留学事業を姉妹島のカウアイ島で実施し、語学力の向上はもとより、異文化を理解し行動できる次世代の人材育成を図りたいと考えております。

さらに、郷土愛を育む機会づくりといたしまして、地域との積極的な交流による、心豊かにたくましく生きる周防大島っ子の育成を図るとともに、本町の貴重な歴史資源、民俗学者の宮本常一先生が残した著作や資料などを通じて、豊かな人間性やふるさとへの愛情と誇りを育む活動についても推進いたします。

加えて、山口大学と大島商船高等専門学校との間で包括連携協定により地域社会の発展や産業・教育振興への連携協力を行っておりますが、昨年、3者による包括連携協定を行いました山口県立大学と周防大島高等学校につきましても、さらなる地域の活性化と相互の発展に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、第3としまして防災対策についてであります。

本町は巨大地震の発生が懸念される南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、また、近年、ゲリラ豪雨・台風の大型化や土石流災害など災害が頻発し、さらに激甚化・広域化する中で人命に直結する発災時の応急対策がより重要となってきております。

このためには、防災・災害に関する知識、避難行動に関する意識や知識の向上、避難所や避難先における新型コロナウイルス感染症などの感染症拡大防止対策を図るとともに、災害・非常事態に強い公共インフラの整備、災害時の迅速な情報の収集・伝達及び住民への的確な情報提供とシステムの充実、情報伝達手段の多様化や避難備蓄品等を備える必要があると考えております。

また、防災体制の強化といたしましては、協力し合い、助け合い、行動できる自治会などで組織されている自主防災組織の活性化を図り、高齢者等の避難行動要支援者に対する避難誘導體制の確立についても取り組むとともにハザードマップ等を活用した広報活動や防災訓練等を通じた防災意識の高揚と災害発生時の被害の防止に取り組む必要があると考えております。

さらに、消防体制の充実といたしまして、消防団員の減少に対応した消防団組織の再編の検討や消防団員の確保、処遇改善、消防施設の計画的な更新・整備に取り組み、町民の生命及び財産を火災や災害から守り、被害が軽減されるような活動が迅速に行える消防防災体制づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

第4といたしまして業務改善・デジタル化推進についてであります。

政府におきまして令和2年12月25日にデジタル・ガバメント実行計画が閣議決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとしてデジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化が示されております。

このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市町村の役目は極めて重要であり、自治体においては、まずは行政サービスについてデジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められております。

このデジタル・ガバメント実行計画における自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するためには、本町の自治体DX計画を2026年3月までに策定し、デジタル社会の構築に向けた取組を着実に進めていく必要があります。重点取組事項としましては、自治体の情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化、AI・RPAの利用促進、テレワークの推進、セキュリティ対策の徹底に取り組むこととしております。

このため、DX推進の全庁的なマネジメント体制の構築を図り、職員の育成を図るため、令和4年度から政策企画課にDX推進班を設置することとしております。

第5は有害鳥獣対策についてであります。

イノシシ等の有害鳥獣が引き起こす農作物被害、人身被害、生活被害が全国で多発し、有害鳥獣対策が各地で進められています。

本町でも、これまでに有害鳥獣による農作物等の被害を防止するために、防護柵等の設置に対しての助成や有害鳥獣の捕獲、また有害鳥獣パトロールの皆さんが町内全域を定期的にパトロールし、被害状況や出没地点等の調査・確認を行い、猟友会と連携して効果的な有害鳥獣対策に取り組んでおりますが、これからも町民及び本町が協働して有害鳥獣による被害のないまちづくりを実現するために、町民・各種団体、事業者、行政、専門家等がどのようなことに取り組みばよいかを明らかにするため、令和4年度において鳥獣害対策マスタープランを策定することとしております。

以上、目標と基本方針及び重点政策について申し上げましたが、5つの重点政策の取組以外にも令和4年度から効率的・効果的な行財政運営を推進するための組織・機構を変更することとしております。

まず、総務部では、政策企画課にDX推進班を新設、財政課と契約監理課を統合し、財務課とします。また、空家定住対策課を新設し、同課に空家定住対策班を設置いたします。

次に、産業建設部では、農林課、建設課、水産課を統合再編し、農林水産課、施設整備課の2課といたします。

次に、生活衛生課を産業建設部に編入し、部の名称を産業建設環境部に改称いたします。また、環境生活部においては部の名称を上下水道部に改称することとしております。

この組織・機構の変更は年度当初からスムーズに移行できるよう取り組むとともに、重点政策以外の多くの課題解決に向けて、勇気と真心で一緒に新しい生活の場所を創り、前例にとらわれない創意工夫で他の自治体にはない周防大島町だけの施策、これを提案し、たのしい島、すみたい島、いきたい島を目標に、夢と情熱を忘れず、親・子・孫の3世代が安心して暮らしていける地域づくりを職員とともに果敢に取り組んでまいり覚悟でありますので、町議会をはじめ関係各位のなご一層の御支援、御協力をお願いいたします。（「町長、暫時休憩に入りたいと思うんで」と呼ぶ者あり）

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時05分休憩

.....  
午前10時24分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） それでは、改めまして令和4年度の当初予算編成について御説明を申し上げます。

総務省による地方財政対策においては、通常収支分といたしまして社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方が地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の取組等の推進、消防・防災力の一層の強化等に取り組みつつ、交付団体をはじめ地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、地方税や地方交付税等の一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで、前年度に比し、203億円、0.0%増の6兆135億円を確保することにしております。

また、経済財政運営と改革の基本方針2021では、新型コロナウイルス感染症の克服と経済の好循環を加速・拡大し、ポストコロナの持続的な成長基盤をつくるため、4つの原動力、グリーン社会の実現、官民挙げたデジタル化の加速、日本全体を元気にする活力ある地方創り、少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現を具体化して強力に推進することとしております。

それでは、お手元のSide Booksにお配りいたしました当初予算案の概要により御説明を申し上げます。

それでは、3ページをお願いいたします。

まず、1. 予算編成についてでございます。

令和4年度は、わたくしにとって町長就任後2年目の予算編成にあたりますが、昨年度と同様に町長査定の前段階である副町長・総務部長査定から私もできるだけ加わり、予算査定を行いました。

本町では基本方針として令和3年度からスタートいたしました第2次周防大島町総合計画に掲げる将来像である人と自然が響きあう笑顔あふれる安心のまち周防大島の実現に向けて長期的な視点に立った町政運営を進めていくこととしております。

令和4年度の当初予算につきましては、厳しい財政状況であり、なおかつコロナ禍の中ではありますが、行財政改革にも取り組みつつ、必要な継続事業と新規事業の選択と集中により総合計画の3つの基本目標である自然と共生した快適で活力あるまちづくり、人が元気で活躍するまちづくり、安全・安心で思いやりに満ちたまちづくりの実現に向けた施策を着実に進めるための予算編成を行ったところであります。

喫緊の課題である人口減少や少子高齢化にも依然、歯止めがかからない状況ではありますが、財政の健全化を最重要課題とし、どのような財政状況にも耐え得る持続可能な行財政運営に取り組んでいく必要があると考えており、施政方針の際にも申しましたが、空家定住対策、子育て・教育支援、防災対策、業務改善・デジタル化推進、有害鳥獣対策などの5つの重点政策にも取り組

んでいくこととしております。

また、令和4年度から効率的・効果的な行財政運営を推進するために組織・機構の変更を予定しておりますので、これらを踏まえた予算編成にも取り組むこととしております。

なお、国の地方創生臨時交付金については、当初予算で一部充当しておりますが、さらなる活用を検討し、今後、早い時期に補正予算にて対応していく予定をしており、市町再編交付金交付終了後の新たな交付金を活用した事業につきましては、詳細な内容が明らかになり次第、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、2. 予算規模としましては、本町の令和4年度当初予算は、一般会計は138億8,000万円で前年度比6.0%の増、7億8,500万円の増額、国民健康保険事業特別会計から渡船事業特別会計までの4特別会計は65億7,971万3,000円で前年度比0.8%の減、5,262万8,000円の減額、水道事業会計から病院事業会計までの3企業会計は94億7,024万9,000円で前年度比2.1%の減、2億653万3,000円の減額で、合計では、299億2,996万2,000円、1.8%の増、5億2,583万9,000円の増額となっております。

一般会計の主な増減要因といたしましては、歳入では地方交付税の増額や事業費の増加に伴う財源の増加により増額となっております。歳出では、対前年度比6.0%の増、7億8,500万円の増額予定となっておりますが、農山漁村振興対策事業、こちらは沖家室アウトドアフィールド整備事業、そして海域保全管理事業、こちらは地家室園地整備事業、学校施設改修事業及び定住促進住宅建設事業等の増加により大幅な増額となっております。

4ページをお願いいたします。

IIの予算総括表についてであります。

本町の令和4年度当初予算は一般会計と国民健康保険事業特別会計から渡船事業特別会計までの特別会計を合わせると合計で204億5,971万3,000円となっており、前年度比3.7%の増、7億3,237万2,000円の増額となっております。

次に、水道事業特別会計では、収益的支出で8億3,973万1,000円、資本的支出で2億3,254万3,000円、下水道事業特別会計では収益的支出で9億5,047万9,000円、資本的支出で15億8,145万8,000円、病院事業特別会計では収益的支出で49億4,871万7,000円、資本的支出で9億1,732万1,000円の予算となったところであります。

5ページをお願いいたします。

一般会計の歳入の状況でございますが、1款町税は、前年度から98万2,000円増の12億6,839万5,000円、対前年度比0.1%の増額計上となっております。

2 款地方譲与税や7 款地方消費税交付金につきましても前年度の実績見込みや地方財政計画等により試算して計上しており、地方消費税交付金につきましては3 億2,500 万円を見込んでおります。

1 0 款地方交付税は前年度から3 億7,100 万円の増額の7 3 億5,000 万円を計上しております。主な増額要因といたしましては、前年度の実績見込みや地方財政計画等の伸び率等を参考として試算いたしまして増額を見込んでおります。

これに2 1 款町債のうち臨時財政対策債1 億700 万円を加えた広義の地方交付税は7 4 億5,700 万円と見込んでおり、対前年度比1.3%の増額となっております。

1 4 款国庫支出金につきましては、道路橋りょう費補助金の増加等により、8,699 万3,000 円の増、前年度比7.9%増の1 1 億8,188 万7,000 円の計上となっております。

1 5 款県支出金につきましては、地家室園地整備事業や沖家室アウトドアフィールド整備事業に係る補助金の増額等により、対前年度1 億2,905 万4,000 円の増、1 0 億5,201 万6,000 円の計上となっております。

1 8 款繰入金は各基金の取崩しでございますが、財源不足を補うための財政調整基金が4 億6,405 万1,000 円、再編交付金を財源に積み立てておりますちびっ子医療費助成事業基金やふるさと寄附金を積み立てておりますふるさと応援基金、このほか、まち・ひと・しごと創生基金、周防大島高等学校通学支援費給付基金、合併地域振興基金等からそれぞれ繰り入れることとしております。

2 0 款諸収入につきましては、山口県大島郡国際文化協会の一般財団法人への予定に伴う保有財産の贈与金等により、8,932 万1,000 円の増、2 億8,065 万2,000 円となっております。

2 1 款町債につきましては、7,470 万円の増、前年度比5.7%増の1 3 億7,990 万円の計上となっておりますが、過疎対策事業債のほか、合併特例債、臨時財政対策債がその主なものであります。

以上が歳入の状況でございますが、6 ページの下の表の自主財源の計欄と依存財源の計欄にお示ししておりますとおり町税等の自主財源比率は17.5%であり、依然として地方交付税や国・県支出金、町債といった依存財源に82.5%を頼らざるを得ない大変厳しい財政状況となっております。

次に歳出の状況につきましては7 ページの目的別歳出で御説明申し上げます。

2 款総務費では、1 億3,806 万4,000 円の増、1 6 億5,866 万8,000 円の計上でございます。主な事業といたしましては、浮島定住促進住宅建設事業や山口県大島郡国際文化協会出捐金等となっております。

4款衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費等により、5,301万1,000円の増、8億88万4,000円の計上となっております。

5款農林水産業費では、農山漁村振興対策事業、こちらが沖家室アウトドアフィールド整備事業、そして海域保全管理事業、こちらが地家室園地整備事業、漁港施設管理事業等が増額となっており、3億4,488万8,000円の増、11億332万7,000円の計上でございます。

6款商工費では、片添ヶ浜温泉の源泉ろ過装置更新や自然休養村管理センター解体等により、5,501万7,000円の増、5億3,848万2,000円の計上となっております。

7款土木費では、道路新設改良事業や管内図の作成等により、6,352万8,000円の増、5億3,450万6,000円の計上でございます。

8款消防費では、消防施設整備事業での耐震性貯水槽設置や災害対策事業費での高潮ハザードマップ整備事業等により、2,415万円の増、4億9,984万6,000円を計上いたしております。

9款教育費では、小学校統合に係る校舎等改修やスクールバス購入費等により、1億3,559万8,000円の増、9億6,017万7,000円の計上となっております。

また、10款災害復旧費におきましては、道路橋りょうの過年度災害復旧事業などで7,573万円の計上、11款公債費につきましては5,040万8,000円減の17億7,708万円を、12款諸支出金には4つの特別会計と3つの企業会計への繰出金で33億1,829万5,000円を計上いたしております。

なお、13款予備費につきましては前年度と同額の3,000万円としております。

合計138億8,000万円、対前年度7億8,500万円の増額での計上となっております。

次に9ページの地方債残高の状況でございますが、一般会計における起債残高が令和4年度末には令和3年度末から3億2,448万9,000円減の153億8,184万6,000円になると見込んでおります。

10ページには各基金の状況をお示ししております。

財政調整基金は令和3年度末に63億7,460万4,000円となると見込んでおり、令和4年度予算では4億6,405万1,000円の取崩しを予定しております。

続いて、Ⅶの主要事業の概要について御説明をいたします。

12ページをお願いいたします。

人と自然が響きあう笑顔あふれる安心のまち周防大島の実現に向けて3本の柱に沿って主要事業を取りまとめたものを12ページから掲載しており、新規事業につきましては26事業となっております。

また、課名につきましては、令和4年度に組織・機構を変更することとしておりますので、括



弧内に掲載しております。

この中で主に新規事業についてその概要を説明させていただきます。

まず、1本目の柱である自然と共生した快適で活力あるまちづくりの産業の振興については、事業承継者支援事業として商工業者・農業者・漁業者の円滑な事業承継の促進を目的に承継者に対して20万円の支援を行い、施政方針の際にも申し上げましたが、鳥獣害対策として鳥獣害対策マスタープランを作成をいたします。また、事業拡大支援事業として経営革新及び基盤強化の促進に取り組む事業者に対して補助金を交付いたします。

次に13ページをお願いいたします。

継続事業ではございますが、沖家室アウトドアフィールド整備事業は、廃校跡地を活用し、地域活性化を図るためオートキャンプ場を整備するもので、工事費等を計上しております。

次に14ページをお願いいたします。

これも継続事業でございますが、地家室園地整備事業といたしまして地家室園地における拠点施設の整備を行い、ニホンアワサンゴの群生地や周辺海域の保全・活用に取り組むことを目的といたしまして拠点施設整備に係る工事費等を計上しております。

次に15ページをお願いいたします。

生活環境の整備については行政証明書交付サービスといたしまして大島総合支所に住民票等が発行できるキオスク端末を設置いたします。

次に16ページをお願いいたします。

都市基盤の整備については、Wi-Fi環境整備事業と17ページの上段の院内Wi-Fi環境整備事業につきまして公共施設3か所及び町立病院にWi-Fi環境を整備いたします。

次に17ページをお願いいたします。

定住の促進については、組織・機構の変更により新設する空家定住対策課において、空家等の適切な管理及び有効活用の促進を図る基礎資料とするため、空家等の実態調査を実施いたします。

次に18ページをお願いいたします。

継続事業でございますが、移住定住者の確保を目的として浮島地区に単身用2棟・世帯用2棟の定住促進住宅を建設するもので、建築工事費等を計上しております。

次に2本目の柱の人が元気で活躍するまちづくりについてであります。

学校教育については小学校の統合として令和5年4月に森野小学校と城山小学校の統合に向けた校舎等の改修工事費等を計上しております。

また、小中学校生理用品設置といたしまして、新型コロナウイルスの影響による生理の貧困問題へ対応、また生徒の健全育成のため生理用品を小中学校トイレに設置いたします。

次に20ページをお願いいたします。

生涯学習についてはデジタル活用支援事業として町民の方を対象としたスマートフォン教室を開催いたします。

次に21ページをお願いいたします。

文化・スポーツについては、大島一周駅伝競走大会等を、大島一周駅伝・周防大島リレーマラソン大会、こちらに名称を変更し、コース変更等内容についても一部を改めて開催いたします。

また、交流事業については町が抱える課題について様々な立場の皆さんから幅広く意見をいただくための有識者意見交換会を開催したいと考えております。

次に22ページをお願いいたします。

こちらでは、山口県大島郡国際文化協会出捐金につきましては、公益財団法人から一般財団法人へ移行する山口県大島郡国際文化協会へ出捐し、さらなる国際交流の推進を図るものでございます。

次に23ページをお願いいたします。

3本目の柱の安全・安心で思いやりに満ちたまちづくりについてであります。

保健・医療については、スマートフォンで子どもの成長記録等のスケジュール管理や妊娠・出産・子育てに関する情報を受けることができる子育て支援アプリ情報配信サービス事業を実施いたします。

また、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施を図るための体制整備や接種経費を計上しております。

次に27ページをお願いいたします。

防災・消防・救急については、防災行政無線再整備事業として防災行政無線設備の更新に係る設計業務を計上し、消防団活動における団員の安全性の向上を図るため、消防団員用のヘッドライトを配備いたします。

また、高潮対策等に対する避難体制の充実・強化を図るため、高潮ハザードマップを作成いたします。

最後に28ページをお願いいたします。

交通安全、そして防犯については、犯罪・事故防止のため公共の場所に防犯カメラを設置いたします。

以上が主要事業の概要でございます。

また、29ページには新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業・経費、そして30ページには合併関連事業、31ページには再編交付金関連事業、32ページにはまち・ひと・しごと創生基金充当事業、33ページにはふるさと応援基金充当事業を掲載しております。

34ページ以降には平成30年度以降の本町の財政状況を参考資料として添付しておりますので、あわせて御覧いただければと存じます。

以上が周防大島町の令和4年度当初予算案の概要でございます。

続きまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

今期定例会に提案しております案件は、報告2件、諮問1件の外、令和4年度各会計当初予算、令和3年度補正予算、条例の改正など合わせて33件であります。

報告第1号及び報告第2号は、損害賠償の額を定めることについて、専決処分により処理いたしましたことを報告するものであります。

諮問第1号は、任期満了に伴う人権擁護委員の候補者の推薦について、議会の意見を求めるものであります。

議案第1号は、令和4年度周防大島町一般会計予算についてであります。

予算総額は138億8,000万円となっております。前年度当初予算比7億8,500万円の増額、率にして6.0%の増となっております。

議案第2号から議案第8号までは、令和4年度各特別会計予算に関わるものでございます。

議案第2号は、令和4年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算であります。

一般会計から2億6,511万1,000円を繰り入れ、予算の総額は27億1,250万1,000円となっており、前年度当初予算比6,097万2,000円の減額であります。

議案第3号は、令和4年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算であります。

一般会計から1億5,642万7,000円を繰り入れ、予算の総額は4億6,402万9,000円となっており、前年度当初予算比474万2,000円の増額であります。

議案第4号は、令和4年度周防大島町介護保険事業特別会計予算についてであります。

一般会計から5億4,774万4,000円を繰り入れ、予算の総額は32億9,222万5,000円となっており、前年度当初予算比2,309万4,000円の減額であります。

議案第5号は、令和4年度周防大島町渡船事業特別会計予算であります。

一般会計から2,979万5,000円を繰り入れ、予算の総額は1億1,095万8,000円となっており、前年度当初予算比2,669万6,000円の増額であります。

議案第6号は、令和4年度周防大島町水道事業特別会計予算であります。

収益的予算については、収入合計を8億6,680万2,000円、支出合計を8億3,973万1,000円とし、資本的予算については、収入合計を3,500万円、支出合計を2億3,254万3,000円とするものであります。

議案第7号は、令和4年度周防大島町下水道事業特別会計予算であります。

収益的予算については、収入合計を10億8,107万8,000円、支出合計を9億5,047万

9,000円とし、資本的予算については、収入合計を13億565万円、支出合計を15億8,145万8,000円とするものであります。

議案第8号は、令和4年度周防大島町病院事業特別会計予算であります。

収益的予算については、収入合計を49億4,873万5,000円、支出合計を49億4,871万7,000円とし、資本的予算については、収入合計を1億470万円、支出合計を9億1,732万1,000円とするものであります。

議案第9号から議案第16号までは令和3年度各会計に係る補正予算に関するものであります。決算見込みによる減額補正が主なものであります。

議案第9号は、令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第14号）であります。

既定の予算から2億1,064万1,000円を減額し、補正後の予算を146億5,927万7,000円とするものであります。

議案第10号は、令和3年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。

既定の予算に6,897万1,000円を追加し、補正後の予算を29億2,127万2,000円とするものであります。

議案第11号は、令和3年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）であります。

既定の予算から1,725万5,000円を減額し、補正後の予算を4億4,210万8,000円とするものであります。

議案第12号は、令和3年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。

保険事業勘定の既定の予算から1億1,699万8,000円を減額し、補正後の予算を33億7,969万4,000円とするものであります。

議案第13号は、令和3年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）であります。

既定の予算から194万9,000円を減額し、補正後の予算8,518万2,000円とするものであります。

議案第14号は、令和3年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。

収益的収入及び支出予算並びに資本的収入及び支出予算等において所要の補正を行うものであります。

議案第15号は、令和3年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。

収益的収入及び支出予算並びに資本的収入及び支出予算等において所要の補正を行うものであります。

議案第16号は、令和3年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第5号）であります。

業務の予定量、収益的収入及び支出予算並びに資本的収入及び支出予算等において所要の補正を行うものであります。

議案第17号から議案第20号までは条例の改正に関するものであります。

議案第17号周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、令和3年11月30日施行で、議会議員及び町長等の令和3年度分期末手当支給率を6月期1.675月分、12月期1.525月分、計3.20月分としたところを、令和4年4月1日以降の各期の支給割合を均等にしようとするものであります。

議案第18号周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正については、令和3年11月30日施行で、周防大島町病院事業管理者の令和3年度分期末手当支給率を6月期2.175月分、12月期2.125月分、計4.30月分としたところを、令和4年4月1日以降の各期の支給割合を均等にしようとするものであります。

議案第19号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正については、令和3年10月14日の山口県人事委員会勧告に準じ、令和3年11月30日施行で、一般職の職員の令和3年度分期末手当支給率を6月期1.275月分、12月期1.125月分、計2.40月分としたところを、令和4年4月1日以降は各期の支給率を均等にしようとするもので、あわせて、平成31年4月1日より施行されている国家公務員との均衡を考慮した給与水準の見直しに伴う経過措置、これは現給保障について、受給者割合が減少していることから廃止にし、また当該措置の廃止により職員の給与水準が低下することから、県内民間給与水準との均衡を維持するために給料表を改正するものであります。

議案第20号周防大島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、消防団員の処遇を改善するため、消防庁長官通知（令和3年4月13日消防地第171号）を踏まえ、消防団員の報酬及び出動手当に関連した条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第21号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更については、地方公共団体の数の減少及び共同処理をする事務の構成団体の変更等について関係地方公共団体と協議するために議会の議決を求めるものであります。

議案第22号山口県市町総合事務組合の財産処分については、山口県市町総合事務組合の事務を共同処理する団体の減少に伴い、組合の財産処分について議会の議決を求めるものであります。

議案第23号財産の無償貸付けについては、旧油田小学校の学校用地及び校舎他の跡利用として地域振興（スモールオフィスとグランピング施設を組み合わせたワーケーション施設の新設・

運営)を目的とするK&Jホールディングス株式会社に無償貸付けすることについて議会の議決を求めるものであります。

議案第24号から議案第29号までは指定管理者の指定についてであります。

議案第24号は油宇集会施設、議案第25号は小泊集会施設、議案第26号は浮島地区学習等供用施設、議案第27号は原地区学習等供用施設、議案第28号は高齢者生活福祉センター和田苑、議案第29号は高齢者生活福祉センターしらとり苑のそれぞれの施設に係る指定管理者の指定についてお諮りするものであります。

議案第30号は、令和3年災補災道第2号町道久賀・土居線道路災害復旧工事の請負契約の締結について議会の議決をお願いするものであります。

以上、各案件につきまして提案理由の御説明を申し上げましたが、詳しくは、提案の都度、私なり関係参与が御説明いたしますので、何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、行政報告を行います。

この際、3件につきまして行政報告をいたします。

まず、1件目は新型コロナウイルスワクチン接種について報告いたします。

全国的に感染力の強いオミクロン株の影響により感染者が急増し、本町におきましても年明けから急激な感染拡大が続き、町民の皆様にご心配をおかけいたしました。

本町における3回目の新型コロナウイルスワクチン追加接種につきましては、第1回の臨時会でも報告させていただきましたが、一般高齢者の接種は電話とWebで予約を受け付け、2月1日から各医療機関による個別接種を開始いたしました。同時に集団接種は橋医院で2月27日に600人の接種を行ったところでございます。

18歳以上64歳以下の方につきましても、接種券を2月15日から随時発送しております。接種については、高齢者と同様に個別接種及び集団接種を3月6日に行うこととしており、前倒しにより4月末の接種完了を目指しているところでございます。

また、5歳から11歳の小児向け接種につきましては3月上旬に接種券を送付いたします。

予約は電話とWebで受け付け、医師会の協力の下、希望する子供や保護者が安心して接種できる体制で、3月下旬に1回目、4月中旬に2回目の小児専用の集団接種を行うこととしております。御理解を賜りますようお願いいたします。

2件目は大島大橋損傷事故の関連事項について御報告いたします。

既に御承知のとおり大島大橋損傷事故に係る船主責任制限法に基づく責任制限手続について確定した配当表に基づき昨年の12月21日付で本町が受けるべき金額の証明書が管理人弁護士より送付されましたので、12月27日に広島法務局へ関係書類を添えて請求いたしました。

その後、本年1月13日に広島法務局より払渡請求のあった供託金につき、本町が指定した口座への振込の手続を行ったとの通知があり、翌日に1億2,841万9,722円の振込を確認いたしました。

今回の配当額につきましては本町が受けた損害額には遠く及びませんでした。船主責任制限法の下では致し方ないものと思っております。

平成30年10月22日に発生いたしました大島大橋外国船衝突事故により町民の皆様をはじめ事業者の方々が受けた多大な損害や苦難を思いますと誠意ある対応がない加害船舶所有者の対応については極めて遺憾であると考えております。

本町といたしましても、県と連携し、国に対しまして船主責任制限法に基づく責任限度額を上回る損害額に対する救済制度の創設等を要望してまいりたいと考えております。

続きまして、最後になりますけれども、米軍岩国基地関連について3点ほど御報告させていただきます。

はじめに市町再編交付金交付終了後の新たな交付金制度について、昨年12月24日に国より令和4年度予算案の施策といたしまして所要の経費を計上したとの連絡をいただいたところでございます。

今まで、県知事をはじめ関係市町の首長の皆様、そして基地議連の議員の皆様など多くの関係者の方々と国や国会議員の皆様に対しまして御要望を行ってまいりました。今回、新たな交付金が創設されることとなりましたが、これもひとえに多くの関係者の方々の御尽力によるものと感謝しております。

現時点では本町への交付額等は決まっておりますが、対象市町2市2町へ、令和4年度から15年間、交付される予定でございます。この交付金につきましては、住民生活の利便性の向上や産業振興、医療・教育・子育ての充実に取り組めるような施策を講じてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様をはじめ関係各位の御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

次に住宅環境改善支援事業についてでございます。

この事業は、岩国基地への米軍空母艦載機の移駐による騒音の影響が懸念される地域での定住を促進するため、エアコンや断熱サッシの取付け・取替えについて山口県が補助金を交付しているものでございます。

本町では以前より対象地域を町内全域に拡大していただくよう要望しており、県においても国と協議を積極的に行い、このたび令和4年度から対象地域を町内全域にするとの連絡をいただいております。

申請受付の開始時期につきましては現時点では決まっておりますが、調整が整いましたら町広報やホームページなどでお知らせしたいと考えております。

最後に米軍岩国基地における新型コロナウイルス感染者の発生に関する要請についてでございます。

昨年12月27日、県及び本町を含む2市2町で構成する山口県基地関係市町連絡協議会から米軍岩国基地及び中国四国防衛局岩国防衛事務所に対して、米海兵隊岩国航空基地における新型コロナウイルス感染症規則を遵守し、感染者に対する隔離措置などの感染拡大防止対策に万全を期すことなど要請をいたしました。

しかしながら、その後も基地内で感染者が多く確認されていることから、今後も引き続き、県及び関係市町と連携して、米軍岩国基地及び国に対し、徹底して新型コロナウイルス感染症対策を講じるよう強く要請等を行ってまいりたいと考えております。

以上、3件、行政報告をさせていただき、施政方針、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で施政方針並びに提案理由の説明・行政報告を終わります。

暫時休憩します。

午前11時11分休憩

.....

午前11時22分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5. 報告第1号

日程第6. 報告第2号

○議長（荒川 政義君） 日程第5、報告第1号損害賠償の額を定める専決処分の報告についてと日程第6、報告第2号損害賠償の額を定める専決処分の報告について執行部の報告を求めます。大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 報告第1号専決処分について御報告申し上げます。

令和3年11月8日に、周防大島町大字東安下庄1479-1先、安高地区の交差点において発生した事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて令和4年2月24日に地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分により処理させていただきましたので、同法同条第2項の規定により議会へ報告するものであります。

この事故は、令和3年11月8日、事故発生場所の交差点において、スクールバスが交差点に進入し、左折する際、右側から直進してきた車両と接触し、相手方車両の左側後部を破損したものでございます。

なお、本件事故に係る和解につきましては、相手方対町の過失割合が20対80であることを



確認し、町が相手方へ17万1,200円を賠償したものでございます。

次に報告第2号専決処分について御報告申し上げます。

令和3年11月29日に周防大島町大字西屋代1631番地地内において発生した事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて令和4年2月24日に地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分により処理させていただきましたので、同法同条第2項の規定により議会へ報告するものでございます。

この事故は、事故発生場所において敷地内で軽トラックの積荷をダンプアップして荷下ろしする際、荷台が住宅屋根に接触し、富田和夫氏所有の住宅屋根の雨どい等を破損したものでございます。

なお、本件事故に係る和解につきましては、相手方対町の過失割合が0対10であることを確認し、町が相手方へ4万8,400円を賠償したものでございます。

○議長（荒川 政義君） 以上で執行部の報告を終了します。

---

#### 日程第7. 諮問第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第7、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて補足説明をいたします。

令和4年6月30日をもって任期満了となります現委員の光田伸幸氏は、人格、識見ともに高く、教育者としての長年の経験を有するとともに人権擁護委員としても精力的に御活躍されておられます。

詳細な経歴につきましてはお手元の説明資料に示しているとおりでございます。

私といたしましては人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき法務大臣に対しまして同氏を引き続き人権擁護委員に推薦いたしたいと存じますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

なお、任期は法務大臣の委嘱の日から3年間となっております。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては光田伸幸氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては光田伸幸氏を適任とすることに決定しました。

---

### 日程第8 議案第9号

○議長（荒川 政義君） 日程第8、議案第9号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第14号）を議題とします。

補足説明を求めます。大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 議案第9号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第14号）について補足説明をいたします。

別冊の一般会計補正予算つづりの1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から2億1,064万1,000円を減額し、予算の総額を146億5,927万7,000円とするとともに第2条により地方債の補正を行うものでございます。

歳入歳出補正予算につきましては、職員人件費の調整、新型コロナウイルス感染症の影響による各事業の中止等に伴う関係経費の減額及び各事業の精算見込みによる補正並びに財源調整が主なものでございます。

それでは、補正予算の概要につきまして事項別明細書により御説明いたします。

13ページをお開きください。

歳入につきまして、1款町税1項町民税1目個人は年度途中の退職による特別徴収から普通徴収への切替え及び修正申告等による徴収税額の減少等による減額補正でございます。

2項固定資産税は、新型コロナウイルス感染症の影響による軽減税分の減収補てん特別交付金に伴う減額補正でございます。

9款地方特例交付金2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金は、固定資産税の軽減税分の減額補正735万5,000円に対する減収補てんの増額補正でございます。

14ページの10款地方交付税につきましては、追加交付となりました普通交付税2億444万3,000円の増額補正でございます。

なお、令和3年度の臨時財政対策債の償還財源の一部前倒し措置相当分であります7,950万7,000円が含まれております。

13款使用料及び手数料1項使用料につきましては、契約見込みの減による駐車場使用料の減額、火葬件数の減による斎場使用料の減額、星野哲郎記念館の入館者数減による減額でございます。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金につきましては、それぞれ事業の精算

見込みにより総額2,136万9,000円の減額補正となっております。

15ページの2目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の追加交付による増額補正でございます。

3目災害復旧費国庫負担金は道路橋りょう補助災害復旧事業費の決定による5,407万6,000円の減額補正でございます。

なお、国庫負担金の一部は令和4年度に歳入されるため、あわせて調整を行っております。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金につきましては、離島高校生修学支援費補助金の実績見込みによる減額及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付決定に伴う増額並びに転出・転入手続のワンストップ化対応に伴うシステム改修に対応します社会保障・税番号制度システム整備費補助金の追加補正でございます。

なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては対策事業それぞれの実績見込みによる財源充当の調整を行っております。

2目民生費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業費の交付額決定に伴う減額補正及び保育士や放課後児童クラブで働く人の処遇改善を行う、保育士等処遇改善臨時特例交付金に伴う追加補正でございます。

3目衛生費国庫補助金につきましては、循環型社会形成推進交付金の減額を行っております。

また、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金につきましては小児への新型コロナウイルスワクチン接種及び3回目の新型コロナウイルスワクチン接種をさらに進めるための追加交付に伴う増額でございます。

4目農林水産業費国庫補助金、6目消防費国庫補助金につきましては、それぞれ事業の確定もしくは精算見込みにより調整を行っております。

16ページの8目災害復旧費国庫補助金は、農林水産業用施設の災害復旧事業費における設計額の確定及び入札結果に伴う1,119万2,000円の減額補正でございます。

15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金は、後期高齢者基盤安定負担金や生活保護費負担金など、それぞれ事業の精算見込みによる調整を行っております。

2項県補助金1目総務費県補助金、17ページの4目農林水産業費県補助金、5目商工費県補助金につきましては、それぞれ事業の確定もしくは精算見込みによる調整となっております。

6目消防費県補助金は、耐震診断や耐震改修事業の実績による減額でございます。

7目教育費県補助金につきましては、国際交流推進事業補助金の実績見込みにより289万7,000円の減額となっております。

3項県委託金1目総務費県委託金は、住宅環境改善支援事業の実績見込み並びに衆議院議員選挙及び参議院議員補欠選挙経費の確定により1,603万1,000円の減額でございます。

18ページの3目衛生費県委託金は、病院事業局への地域外来・検査センター運営事業委託金及び新型コロナウイルスワクチン流通円滑化推進事業等委託金の実績見込みによる減額でございます。

4目農林水産業費県委託金は、自作農創設促進事務委託金の追加交付に伴う増額補正となっております。

16款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金につきましては、財政調整基金ほか各基金の利子の調整でございます。

19ページの18款繰入金1項基金繰入金は、財政調整基金繰入金を皆減とする1億5,468万2,000円の減額補正をはじめ、それぞれ基金事業の精算見込みにより繰入金額を調整しております。

20款諸収入3項貸付金元利収入につきましては、中小企業勤労者小口資金貸付金の実績がなかったことによる減額となっております。

20ページの4項雑入2目雑入につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う各種大会の中止等による減額が主なものでございます。

4目弁償金につきましては、大島大橋貨物船衝突事故に係る損害賠償金の確定に伴い、1億2,842万円を新規計上しております。

なお、この確定額につきましては、病院事業局分1,264万3,426円を含んだ金額でございます。

21ページの21款町債につきましては、各事業の確定または精算見込みによる調整を行っております。

なお、1目農林水産業債の海岸保全施設整備事業及び2目土木債の港湾事業負担金については、事業費の増加に伴い、増額補正となっております。

続きまして、23ページから歳出につきまして、主なものの御説明をいたします。

まず、1款議会費につきましては、議員1名の欠員等による調整及び新型コロナウイルス感染症の影響による研修等の中止による減額でございます。

24ページの2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、職員人件費の調整、行政一般経費は実績見込みによる減額でございます。

25ページの2目文書広報費につきまして、文書広報事業費は入札結果による印刷製本費及び委託料の減額、地域情報通信基盤整備推進事業は実績見込みによるCATV加入促進事業補助金の減額が主なものでございます。

3目財政管理費は、地方債借入手数料の減額でございます。

26ページの5目財産管理費は、それぞれ基金の利子等の積立金の調整を行うとともに新たな

積立金を計上しております。

財政調整基金につきましては、大島大橋貨物船衝突事故に係る損害賠償金及びこのたびの3月補正における歳入歳出の全体調整の結果としまして1億4,693万9,000円の積立てを行う増額補正でございます。

減債基金につきましては、追加交付となった普通交付税のうち臨時財政対策債償還財源の一部前倒し措置相当額である7,950万7,000円を追加積立てとし、利子の減額見込み7万円の減額と調整の上、7,943万7,000円を計上しております。

まち・ひと・しごと創生基金につきましては、今後の継続的な活用に向け、1億円の追加積立とし、利子の減額見込み1万8,000円の減額と調整の上、9,998万2,000円の増額補正でございます。

6目企画費の企画一般経費は、実績見込みによる減額のほか、新型コロナウイルス感染症の影響による行事等の中止・延期等による減額でございます。

28ページの海域保全管理事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による会議の中止及び沖家室アウトドアフィールド事業に係る測量設計・実施設計等の入札結果による減額となっております。

企業誘致対策事業は、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントへの不参加等による減額でございます。

7目支所及び出張所費の東和支所経費につきましては、旧森野中学校解体工事の精算見込みによる減額でございます。

29ページの空家有効活用事業につきましては、新規の借上空家の見込みがないため、360万円の減額補正となっております。

8目電子計算費につきましては、実績見込み及び入札結果による減額でございます。

30ページの9目地域振興費につきましては、地域づくり推進事業は補助交付団体決定による地域づくり活動支援補助金の減額並びに自治会振興奨励金の確定による減額でございます。

地域おこし協力隊経費は、観光振興部門の地域おこし協力隊員の途中退任による関係経費の減額が主なものでございます。

31ページの集落支援員経費は、新型コロナウイルス感染症の影響によるイベント等中止に伴う旅費の減額でございます。

町人会経費につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により全ての町人会が中止となったことによる減額でございます。

32ページの2項徴税费1目税務総務費は、職員人件費の調整でございます。

また、2目賦課徴収費は、軽自動車税ワンストップサービス対応に向けたシステム改修の計画

が令和4年度対応となったため、電子申告サービスシステム導入業務委託料の減額でございます。

3項戸籍住民基本台帳費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による出張の取りやめによる減額並びに転出転入手続のワンストップ化対応に伴うシステム改修費の追加補正でございます。

33ページの4項選挙費につきましては、衆議院議員選挙経費及び35ページの参議院議員補欠選挙経費の実績によりそれぞれ減額補正となっております。

36ページの6項監査委員費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により全国監査委員研修大会が動画配信となったことによる減額でございます。

37ページの3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、新型コロナウイルス感染症の影響による出張の中止及び各事業費の実績見込みによる減額でございます。

なお、38ページの追加経費といたしまして、和田苑の空調機器取替工事やたちばなケアプラザの雨漏り修繕を計上しております。

2目障害福祉費につきましては、障害者地域生活支援事業などの各障害福祉サービス等の実績もしくは実績見込みによる調整を行っております。

39ページの3目老人福祉費につきましては、40ページの老人福祉一般経費の秋地区老人憩いの家解体工事の入札結果による減額及び敬老会事業などの実績見込みによる減額でございます。

なお、介護予防・地域支え合い事業、食の自立支援事業委託料につきましては、利用者増による17万7,000円の増額補正でございます。

41ページの4目国民年金費は、職員人件費の調整でございます。

42ページの2項児童福祉費1目児童福祉総務費につきましては、職員人件費の調整や実績見込みによる子育て施設等利用給付の減額のほか放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金を新規に計上しております。

また、周防大島町子育て世帯臨時特別給付金（新型コロナウイルス対策）として12月補正で計上した給付事業では対象外とされた子育て世帯への給付金を新たに計上しております。

43ページの2目児童措置費3目母子福祉費につきましては、各事業の実績見込みによる減額となっております。

4目保育所費は、職員人件費の調整でございます。

5目保育所運営費につきましては、各事業の実績見込みによる減額のほか44ページの保育士等処遇改善臨時特例事業補助金を新規に計上しております。

3項生活保護費1目生活保護総務費は、職員人件費の調整でございます。

2目扶助費、生活保護扶助費につきましては、実績見込みによる減額でございます。

45ページの4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費につきましては、職員人件費は人事

異動に伴う調整による増額補正でございます。

保健総務一般経費は、新型コロナウイルス感染症の影響による事業や出張の中止により報償費・需用費等は減額補正でございますが、過年度分の国・県の負担金・補助金の償還金89万円を新規に計上しております。

母子保健事業及び46ページの妊婦応援給付金事業（新型コロナウイルス対策）は、実績見込みによる減額、保健衛生対策事業（新型コロナウイルス対策）は、病院事業への繰出金見込みの減少による減額補正となっております。

保健総務一般経費（新型コロナウイルス対策）につきましては、備蓄予定であった感染症対策物品の調達が一部困難となったことに伴う減額でございます。

2目予防費、検診事業につきましては、がん検診等受診者数の減により減額補正となっております。

また、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業につきましては、交付金の増額交付に伴い、時間外勤務手当、台帳システムの改修などの委託料、予防接種費用の追加計上でございます。

47ページの3目環境衛生総務費につきましては、職員人件費の調整及び環境衛生総務一般経費は、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止による減額並びに実績見込みによる地域ねこ活動等推進事業助成金の減額でございます。

48ページの衛生・清掃施設等感染症予防経費（新型コロナウイルス対策）は、大島斎場や橘斎場などにおける感染症予防対策をさらに強化するための追加補正でございます。

4目火葬場費につきましては斎場使用料の財源調整でございます。

2項清掃費1目清掃総務費につきましては、職員人件費の調整でございます。

2目じん芥処理費は職員人件費の調整、49ページのじん芥処理経費はごみ袋購入費、水質検査費、備品購入費などの入札結果等による減額でございます。

じん芥処理施設管理経費は、焼却灰運搬処分等の実績見込みによる減額が主なものでございます。

不燃物処理施設管理経費は、新型コロナウイルス感染症の影響による出張の取りやめによる経費の減額や蛍光灯・乾電池の搬入量の実績見込みによる委託料の減額などがございます。

50ページの3目し尿処理費、し尿処理施設管理経費は実績見込みによる電気料、委託料の減額、衛生センター改修工事の精算による工事請負費の減額でございます。

5款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費につきましては、活動実績による報酬の減額でございます。

51ページの2目農業総務費は、職員人件費の調整でございます。

3目農業振興費につきましては、農業振興対策一般経費は新型コロナウイルス感染症の影響によ

り中止となったルーラルオレンジフェスタ事業負担金の減額でございます。

担い手総合支援事業は採用予定者の取下げ等の実績見込みにより、大島農業担い手就農支援委託料及び新規就農者確保事業補助金などの減額でございます。

52ページの特産対策事業は実績による各事業補助金の減額でございます。

5目農地費につきましては、53ページの県営農業基盤整備事業の事業費の精算見込みによる負担金の減額、広域農道管理事業でのトンネル施設長寿命化計画策定業務の入札結果及び精算見込みによる減額が主なものでございます。

6目水田営農費は、事業実績に伴う調整でございます。

54ページの2項林業費1目林業総務費につきましては、林業総務一般経費は事業費の精算見込みによる委託料及び補助金の減額でございます。

有害鳥獣捕獲事業は、実績見込み及び入札結果による委託料、備品購入費などの減額でございます。

55ページの3項水産業費1目水産業総務費は、職員人件費の調整でございます。

2目水産業振興費、水産振興対策事業につきましては、新規漁業就業予定者数の変更による減額となっております。

3目漁港管理費につきましては、漁港機能増進事業の補助金交付を得られなかったことからの減額、4目海岸保全事業費につきましては、補助金交付の確定に伴う工事請負費の減額でございます。

56ページの6款商工費1項商工費1目商工総務費は、職員人件費の調整及び入札結果による事業費の減額でございます。

2目商工業振興費につきましては、商工振興事業は中小企業勤労者小口資金貸付金の実績がなかったことによる貸付金の減額でございます。

離島交通対策経費、ながうらスポーツ滞在型施設管理運営経費、陸奥記念館等管理運営経費につきましては入札結果及び実績見込みによる減額となっております。

57ページの地域経済活性化支援事業（新型コロナウイルス対策）は、実績見込みにより経営持続支援業務委託料や新生活様式導入補助金などの減額でございます。

3目観光費、観光一般経費は、新型コロナウイルス感染症の影響により、サザンセット・ロングライド等事業中止による報償費、消耗品費などの減額、お大師堂めぐり歩け歩け大会、ふるさと・くか夏まつり、周防大島花火大会が中止となったことによる観光振興事業補助金の減額となっております。

58ページの公園等管理経費につきましては、やしろ郷や瀬戸公園の公園管理委託料などの入札結果及び実績見込みによる減額でございます。



やしろ郷ふれあいの里事業につきましては、解体工事に係る設計や工事の入札結果による減額でございます。

星野哲郎記念館管理運営経費は、臨時休館等による光熱水費の減額、ゆめはな開花プロジェクト推進事業につきましては新型コロナウイルス感染症の影響により瀬戸内アルプスを縦走するウォーキングイベントが未実施となったことによる減額となっております。

59ページの7款土木費1項土木管理費1目土木総務費につきましては、職員人件費の調整でございます。

60ページの2項道路橋りょう費1目道路橋りょう維持費につきましては、事業費の精算見込みによる減額でございます。

2目道路新設改良費につきましては、町道戸田横見線に係る分筆登記及び補償費算定業務を来年度取組に変更としたことに伴う減額でございます。

3項河川費1目河川管理費につきましては、実績見込みによる光熱水費の増額補正となっております。

2目河川建設費につきましては、河川整備事業は工事請負費の精算見込みによる減額、県事業負担金（河川）は急傾斜地崩壊対策事業などの負担金の精算見込みによる調整でございます。

61ページの4項港湾費1目港湾管理費は、精算見込みによる光熱水費の増額補正となっております。

2目港湾建設費は、県事業負担金の精算見込みによる減額でございます。

62ページの5項都市計画費につきましては、精算見込みによる県事業の都市公園事業負担金60万円の追加計上でございます。

6項住宅費1目住宅管理費につきましては、職員人件費の調整でございます。

8款消防費1項消防費2目非常備消防費につきましては、職員人件費の調整及び山口県消防操法大会中止による出動手当の減額並びに入札結果による消火栓ホース格納箱等購入費の減額でございます。

63ページの3目消防施設費につきましては、耐震性貯水槽設置に係る測量設計業務の入札結果による減額となっております。

4目災害対策費につきましては耐震診断をはじめ各事業の実績見込みによる減額及び洪水ハザードマップ整備費の入札結果による減額補正でございます。

64ページの9款教育費1項教育総務費2目事務局費につきましては、職員人件費の減額調整でございます。

教育総務経費では、新型コロナウイルス感染症の影響による語学留学生派遣事業の中止による減額、65ページの周防大島高等学校通学支援費給付金の実績見込みによる減額が主なものでござ

ざいます。

学校教育経費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う各経費の執行見込みによる減額が主なものでございます。

新型コロナウイルス感染症関連以外の要因としましては、国際交流支援員の年度途中での退任や特別支援教育支援員の勤務実績見込みによる報酬等の減額でございます。

66ページの学校統合推進経費は、来年度活用予定の旧東和中学校に係る空調改修及び通信設備改修工事の実設計業務の入札結果による減額でございます。

外国青年英語指導事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりALT1名の新たな就任時期が遅延となったことによる報酬の減額及びイングリッシュキャンプ事業の規模縮小などによる英語教育推進事業経費の減額でございます。

67ページの学校教育支援事業（新型コロナウイルス対策）は、1校を除き、修学旅行のキャンセル料が発生しなかったことによる補償金の減額補正でございます。

学校教育経費（新型コロナウイルス対策）は、情報機器の移設を一部見合わせたことによる委託料などの減額でございます。

68ページの2項小学校費1目学校管理費につきましては、小学校管理事務局経費は、各小学校に係る修繕費として146万3,000円の追加、三蒲小学校及び城山小学校のグラウンド整備として工事請負費19万9,000円の追加補正でございます。

小学校事務局経費はフッ素洗口などの実績による委託料の減額でございます。

2目教育振興費、小学校教育振興一般経費につきましては、就学援助費の実績見込みによる減額でございます。

各小学校の教育振興経費につきましては、学校用具の修繕並びに故障して使用が困難となった教材備品の購入費でございます。

69ページの3項中学校費1目学校管理費につきましては、中学校管理事務局経費は実績見込みによる電気料の増額及びグラウンド防球ネット等修理の追加補正となっております。

中学校事務局経費は、フッ素洗口や専門医検診等の実績による委託料の減額でございます。

2目教育振興費の中学校教育振興一般経費は、県体等派遣補助金等の実績による減額でございます。

4項社会教育費1目社会教育総務費につきましては、70ページの生涯学習講座事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止により生涯学習講座生の研修視察が中止になったことによる減額でございます。

2目公民館費、3目図書館費につきましては、職員人件費の調整でございます。

5目社会教育施設費、大島文化センター管理運営経費は、実績見込みによる光熱水費の減額及

び入札結果での定期清掃委託料、工事請負費の減額でございます。

また、東和総合センター管理運営経費につきましては、実績見込みによる光熱水費の減額となっております。

71ページの5項保健体育費1目保健体育総務費、教育委員会主催行事事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、ビーチバレー大会、大島一周駅伝、ロードレース大会、少年サッカー大会等のスポーツ大会が中止となったことによる関係経費の減額でございます。

73ページの2目体育施設管理費、海洋センター管理運営経費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりB&G全国指導者総会の延期による旅費等の減額補正でございます。

3目学校給食費につきましては、大島地区学校給食センター管理運営経費は、スポットエアコンのダクトの修繕、橋地区学校給食センター管理運営経費では、グリスフィルターの交換など修繕費の追加補正を計上しております。

なお、学校給食センター管理運営経費（新型コロナウイルス対策）につきましては、保冷付き給食配送車の導入完了に伴う手数料及び備品購入費の減額でございます。

74ページの10款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費につきましては、事業費の精算見込みによる減額でございます。

2項公共土木施設災害復旧費につきましては、道路橋りょう災害復旧費の精算見込みによる減額でございます。

75ページの11款公債費1項公債費1目元金は、実績見込みによる長期借入金元金211万1,000円の増額でございます。

2目利子は、実績見込みによる長期借入金利子の減額でございます。

12款諸支出金は、各特別会計の補正予算に伴う繰出金の調整として総額511万8,000円の減額でございます。

なお、病院事業特別会計繰出金につきましては、大島大橋貨物船衝突事故に係る病院事業局分の損害賠償金1,264万3,426円が含まれております。

また、水道事業特別会計繰出金2,205万6,000円の減額は、柳井地域広域水道企業団から水道事業特別会計へ大島大橋貨物船衝突事故に係る水道用水供給料金（受水費）の減免措置による還付金があったことから繰出金の額を調整するものでございます。

以上が歳入歳出補正予算の概要でございます。

続きまして、8ページにお帰りいただきたいと思っております。（発言する者あり）

8ページは地方債の補正についてでございます。

水産業債、河川債、港湾債、過疎対策事業債、公共土木施設災害復旧事業債、合併特例事業債の補正に伴う限度額の変更を行うものでございます。

また、農林水産業施設災害復旧事業債につきましては、国庫補助金の補助率変更に伴い、廃止を行うものでございます。

以上が令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第14号）についての概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願いいたしまして補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後0時01分休憩

.....  
午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたのでこれから質疑に入ります。

議案第9号について質疑はありますか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 3点ほどお尋ねいたします。

33ページの住基システム転出転入手続ワンストップ化対応業務についての予算。

それから、38ページの社会福祉施設整備事業経費の工事請負費がありますが、これがどういった内容のものなのか。さっきの住基システムのほうも、どういうふうに改良されるというか、その辺を御説明ください。

それから、46ページに新型コロナウイルスワクチン接種対策事業に関連する時間外勤務手当が計上されておりますが、時間外勤務の現状、この予算に対応するものに関連して、超過勤務の現状がどんな状況なのか、この予算についていけば何人ぐらいを対象にして大体どれぐらいの時間が発生するのか、これまでの状況、超過勤務が増えているのかどうか、その辺を御説明いただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員から御質問の住基システム転出転入手続ワンストップ化対応業務につきましては、住民基本台帳法改正により、マイナンバーカード所有者がオンラインで転出、転入予約し、転入地市区町村で事前準備できるようシステムを改修するいわゆるマイナンバーカード所有者の転出転入手続のワンストップ化を図るための事業となります。

住民基本台帳制度における転出、転入手続にあたっては、転出地市区町村で転出証明を受け取り、転入地市区町村で転入届とともに提出する必要がありますが、住民の来庁負担の軽減が課題であるほか、転入時における住民登録及び住民登録に関連する一連の業務、国民健康保険とか児童手当などの処理に多くの時間を要しておりますので、このことから、マイナンバーカードの所有者がマイナポータルからオンラインで転出届、転入予約を行い、転入地市区町村が、あらか

じめ通知された転出証明書情報、氏名とか生年月日とか続柄、あと個人番号、転出先、転出の予定年月日などにより事前準備を行うことで転出転入手続の時間の短縮化やワンストップ化を図るものでございます。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 田中議員からまずは社会福祉施設整備の工事請負費ということについての御質問をいただきましたので、お答えしたいと思います。

この工事でございますが、現在、指定管理としております高齢者生活福祉センター和田苑の機能訓練室、事務室、調理室、浴室、静養室の計6か所の空調に不具合がございまして、現在は全く使用ができず、ファンヒーター等々で対応しているところでございます。

このため、本来は早い段階での補正を検討してまいりましたが、当該施設の空調はもともと天井埋め込み式であってこれまでどおりの修繕で対応するには当時の金額で約350万円程度という膨大な費用がかかるということで施工方法の見直しを行いまして、今回、壁かけ式としまして緊急に整備するというところで工事請負費として計上させていただいているところでございます。

2点目の時間外勤務手当についてでございますが、今回の補正対応としている時間外勤務手当は、1回目と2回目の新型コロナウイルスワクチン接種準備、そして集団接種にかかりました時間外勤務手当の実績を参考にしながら、今回、3回目のブースター接種に係る準備経費、それから2月27日と3月6日に集団接種を行っております。この経費、それから5歳から11歳の集団接種を3月下旬に1回行うということについての補正として提案させていただいております。

時間外勤務手当の実績でございますが、申し訳ないんですが、まだ1月分の実績しか出ておりません、2月分はまだ出ておりませんので、1月分の実績のみお答えさせていただきたいと思います。

先ほど申し上げたようにいわゆる新型コロナウイルスワクチンの接種に係る部分が補助対象になるということで、それ以外の部分は補助対象外ということになりますが、1月2日からオミクロン株の感染拡大によって陽性者、またクラスターが出てきたと。こういう状況になっております。

超過勤務した実人数は33人、総時間数は784時間でございます。内訳としまして、陽性者やクラスター対応、また町の独自PCR検査対応で153時間、20人、新型コロナウイルスワクチンの接種関連で430時間、16人、そして、これはまた県のほうからお金をいただく形になるんですが、1月8日から保健所のほうに町の保健師を派遣しております。これが201時間、7人。最長は93時間ということになっております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 住基システムの転出転入手続ワンストップ化対応業務を御説明いただいたんですが、端的に簡単に言って、どこが——書類の手続が減ることなんでしょうけれど、これからこのシステムが実際に稼働し始めたときには、町民の方というか、一般の方に広くPRしなきゃいけないと思うんですが、そのときのためにも、分かりやすく、どこがどういうふうになりやすいかということ、そういう観点から御説明いただけたらと思います。

超過勤務については、今、御説明いただきましたけれど、最長で93時間というのがあるということで、以前お聞きしたときは200時間を超えるというお話もあって、そのときよりは改善されているかもしれませんが、それだけ1人の人に負担がかかるケースも出てきていると。

超過勤務は当たり前ということではなくて、これは臨時的な対応措置なんで、ないにこしたことはない。事あるごとに、またこれから4回目や5回目の接種もあるかもしれません。

そういうときにまたこれを超過勤務で対応していくというのは、もう3年目ですから、そこは抜本的に体制を、構築というんですかね、超過勤務ができるだけ少なくなるような形で体制を組む必要があるんじゃないかなと思うんですが、その辺について、93時間という最長の超過勤務時間がありますが、この辺についての現状認識、人事面、体制面での認識なり、今後、この先に向けてのお考えなりがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員の御質問をもう少し分かりやすくといいますか、手続の流れに沿って説明させていただきたいと思います。

まず、マイナンバーカードの所有者がマイナポータルからオンラインで転出届と転入の予約を同時に行います。そして、マイナポータルを通じて、転出地には転出届が、転入地には転入予約がそれぞれ届くことになります。

そして、転出地が転入地に対して、転出証明書、これは、氏名とか転出前の住所、生年月日、マイナンバー、転出先、転出の予定年月日等を通知いたします。転入地が転出証明書情報を基に転入届にあらかじめ印字を行うなど転入手続の事前準備を行うこととしております。

最後に、マイナンバーカード所有者が予約日に転入地に来庁し、転入手続を行うということでございます。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 御指摘いただいております人事の件、超過勤務の件、こちらについては、この年明けからの感染が増えた状況において、私も、ずっと連絡を受ける、そしてまたその状況把握をするというようなことで、これは大変時間がかかることだなと思うと同時に、担当の方がしっかり状況を把握して、その方が必要なことはどういうことなのかということで差配されるというような現状があります。

ただ、だからといって少ない人数の方に仕事がずっと集まっていくということは今の働き方が問われる時代に合っておりませんので、その引き継ぎをしっかりとさせていただくように指示してまいりたいなと思うと同時に、表であったり、もちろんデータであったり、そういったことを、個人情報はもちろんあるので、簡単にはいかないところだと思うんですが、できることはデータで情報共有ということが大事になってくるかと思います。

あと、再三、申し上げておりますけれども、働かせ過ぎないというか、そういうふうにならないように人事また総務のほうからもしっかりと働きかけてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 要するに、転出転入手続ワンストップ化対応業務で、準備する側、行政側の作業が効率化されて事前に準備できるから来られた方をお待たせしなくて済みますよということなんですかね。だから、事務処理が効率化できるということによろしいんですかね。

今の超過勤務については、以前の議会で質疑をしたときに、規則でしたかね、それに基づいて対応も必要などところもあると思いますが、それらはきちっと規則に基づいて履行されている、相談体制でしたかね、まず45時間以上を超えたら任命権者の許可が必要だとか、100時間でしたかね、それを超えたら、相談窓口じゃないけれど、調査して、健康状態とかそういうのに問題がないかとか、心のケアとかもあります、そういったことの対応もきちっと対応されているということによろしいんですかね。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員の御質問の住基システム転出転入手続のワンストップ化対応業務の事業効果といたしましては、まず住民の利便性の向上、オンラインでの転出届、転入予約、窓口で届出書類を作成する手間の軽減、手続に要する時間の短縮、あと市町村区の事務の効率化がございまして、事務の処理のデジタル化、事前準備による転入手続日の事務負担の軽減、あと窓口混雑の緩和などが事業効果として挙げられると考えております。

○議長（荒川 政義君） 中元総務課長。

○総務課長（中元 辰也君） 田中議員の御質問にありましたように超過勤務の職員のその後の対応ということで、超えた職員については、町立の大島病院の先生に面談をしていただいて、それぞれの健康状態、そういったもろもろのことの検証をしております。

その後、健康福祉部と町長、副町長を交えた総務部関係で、前回、大幅に超過勤務した分についての検証、その後の対応ということで話合いを持ちまして12月の人事において2名ほど職員が健康増進課に異動しております。

あわせて、前回は予約センターを職員が運営しておりましたけれど、それも民間の業者のほう

に委託して事務の軽減を図るようなことで対応しております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 何点かあるんですけども、ページの順に質問させていただきたいと思います。

まず、30ページの中で地域づくり活動支援補助金がございます。こちらが100万円の減額となっておりますが、私が聞き漏らしたのかもしれないと思いながら確認なんですけれども、こちらは、予定ほどの応募件数がなかったということなのか、採用したものの、新型コロナウイルス感染症の関係などで実施されなかったために減額となったのか、その理由を教えてください。

次に38ページの福祉タクシー利用助成事業（新型コロナウイルス対策）についてです。こちらの事業は、たしか1回目と2回目の新型コロナウイルスワクチン接種のときに福祉タクシーを利用されている方々に新型コロナウイルスワクチンを打つためということで追加でタクシーチケットを配付されているというものだったかと思いますが、今回の3回目の新型コロナウイルスワクチン接種のときにはこういったタクシー券の利用助成ということはされなかったのかどうか、教えてください。

また、次が42ページですが、周防大島町子育て世帯臨時特別給付金（新型コロナウイルス対策）ということで、こちらは令和3年12月の時点では所得制限により給付対象から外されていたお子さんのいる世帯への給付ということかと思いますが、令和3年12月議会では国が示した所得制限ありの給付対象者にのみ給付するという説明があったんですが、その後、今回のように変更となった理由と経緯を時系列で御説明いただきたいと思います。

次に47ページの新型コロナウイルスワクチン接種の関係ですけれども、こちらの小児救急対応と予防接種というのは5歳から11歳の方の予防接種の予算計上かと思いますが、お子さんの接種につきましては、大人、私たちの接種については努力義務というものがあつたような気がしますけれども、お子さんについてはそういったものが国からも示されていないというふう聞いております。また、大人と違い、小さいお子さんであると特別な配慮や準備が必要かと思えます。

現在、接種に向けてどのような体制を考えておられるか、メリット・デメリット、お子さんの場合は特に、そちらを親御さん自身が考えて打たせるかどうかを判断しないといけないかと思うんですけども、そういった情報について町のほうから積極的に考えていただけるように周知されているのかどうか、教えてください。

次に48ページの地域ねこ活動等推進事業助成金についてです。こちらは当初は50万円の予算措置があつたかと思いますが、今年度初めて行われた事業かと記憶しておりますが、こちらが20万円使われていないということについての質問なんですけれども、こちらの周知が十分だっ



たかどうかということ。

あと、要綱のほうを確認しますと事業の完了は1月末までとするとございます。その理由をひとつ教えていただきたいと思います。

次に、63ページ、こちらのほうで、洪水ハザードマップ整備事業、こちらのほうが完成しておるということで、もともとの予算の半分ぐらいで済んでいるのではないかと思うんですけども、もうできているとしましたら、できたものを我々住民にどう周知して防災に役立てる予定なのか、活用の予定を教えてください。

最後に、65ページ、こちらの中で周防大島高等学校通学支援費給付金の減額がございます。こちらの周防大島高等学校に通学する方への交通費の支援ははじまって何年がたっているのか教えてください。はじまった当初から額が毎年同額なのかどうかも教えてください。

予算段階では何名ぐらいの生徒さんが申請する想定で、補正の原因としては、想定していたほどの申請がなかったということなのか、そもそも生徒さんの数が減っていて、必要な方には行っているけれども、生徒さんが減った影響で減額となっているというふうに考えておられるのかどうか、教えてください。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） まず、私から、42ページの周防大島町子育て世帯臨時特別給付金、こちらにつきまして御説明させていただきます。

こちらは、いわゆる新型コロナウイルス感染症によってお困りの子供たちのために1人当たり10万円の給付をということで子育て世帯臨時特別給付金というものが設定されたものです。これが過程の中で所得制限を設けるといようなことがありまして、それで判断をしなくてはならないものでありました。

新型コロナウイルス感染症で困っている子供たちというのは、そもそも所得制限というのは関係なく、全ての子供たちに使ってもらうためにこれはあるものだというふうにはじめは私も認識しておりました。ですが、国の方針によって、たしか親の年収960万円だったと思いますけれども、所得制限というものが設けられたところであります。

令和3年12月補正の段階では所得制限がある状態。ですので、所得制限によって給付するということになったわけでございます。そして、所得制限の上限を超えている家庭については給付を見合わせるというふうになりました。その後、年が明けまして、臨時給付金、こちらを充ててもよいという。国の方針がまた変更となりました。

そしてまた、もともと所得制限を撤廃するためには町の自主財源を充てて対応しなければならない。それは難しいものがあるなと思って私も国の方針に従うということと、自主財源を使うと

いうことは慎重になって所得制限がある状態ということであったんです。

その後、国の新型コロナウイルス感染症の補助金を使ってもよいということになりましたので、それは、国庫、国の補助でありますので、活用させていただこうというところでもあります。

そして、もう1つ、これは近隣の町でも連携して話をしておりました。その中で和木町が令和4年1月25日に所得制限を撤廃するということがあります。また、山口市、そして田布施町と平生町は制限を撤廃されておりますけれども、各市町で制限撤廃の動きがありました。

その中で私も判断させていただいて全ての子供の皆さんに給付するというところでこのように補正で上げさせていただいた次第です。よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 白鳥議員の御質問の30ページの地域づくり活動支援補助金についてでございますが、当初は、スタートアップ団体、これは20万円が2団体で40万円、あと、ステップアップ団体、50万円が2団体の100万円の計140万円を計上しているところでございます。

このたび、補正として、結局は、補助交付団体が、スタートアップの団体、20万円の2団体しかなかったことから100万円減額としたところでございます。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 私のほうからはまず新型コロナウイルスワクチン接種の集団接種に際しての福祉タクシーの助成という部分と小児の新型コロナウイルスワクチン接種についての2点にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、集団接種の福祉タクシーの利用状況でございますが、扶助費だけで申しますと660万円の予算に対して155万3,000円程度であったと。率にして23.5%程度の利用率であったということを考えてこのたびは助成の対象としていないということでございます。

それから、小児の新型コロナウイルスワクチン接種についての説明ということでございますが、白鳥議員もおっしゃいましたとおり小児の新型コロナウイルスワクチン接種というのは医師であれば誰でも簡単に接種できるといったようなことではございませんで、近隣の市町におきましても小児科を標榜する医療機関においても新型コロナウイルスワクチン接種はしないというような状況がございます。

また、県の大規模接種等を受託する業者のほうにも町として打診をいたしました。小児科医を招集することはできないということで、実はそこもお断りをされたという状況でございました。

本町の小児の新型コロナウイルスワクチン接種でございますが、まず誰が打つかということについて医師会と協議してきたわけでございますが、医師会から、仮に副反応が出た場合、町内の医療機関ではその対応ができないということで、高齢者、それから一般の方については大島病院

や東和病院が副反応の対応はしてくれているわけですが、接種会場で副反応が出た場合に、対応する小児の専門医の派遣がまず必要だと。それから、どうしても救急搬送が必要になった場合に後方支援をする医療機関が必要ではないかといったような御意見をいただきました。

その御意見を基に石原先生に御尽力いただきまして、県から現地対応する小児科の専門医の派遣をいただくと。後方支援病院として、つい先般でございますが、徳山中央病院にやっていただけるということになりました。

また、柳井広域消防から救急救命士1名の御派遣をいただきまして、日にちにつきましては、令和4年3月27日日曜日に1回目、今回は2回接種になっておりますので、令和4年4月17日に2回目を橘医院において接種したいというふうに考えております。

接種医でございますが、郡の医師会で小児に対してこれまで接種をしてきた経験のある医師また接種をしてもいいという医師が3名いらっしゃいます。3名の医師に打っていただきます。

それから、救急救命士の方は、実は15歳以下であると救急救命士であっても救急車内での対応ができないというふうに言われておりますので、仮に救急搬送が必要になったときのために郡の医師会から救急車に乗っていただく医師ということで、1名出務いただくというような万全の対応を取って。

実は、小児の接種というのは非常にいろんな問題があるというのは私たちも承知しておりますし、なかなか難しい問題であるので、事前にアンケート調査を実施しております。

430人程度の対象となる5歳から11歳の子供がいらっしゃいます。200人弱の方が打ちたいという希望を出されております。そういうことで万全な体制で集団的な接種をしたいというふうに考えております。

先ほど申し上げましたが、今回行う小児の新型コロナウイルスワクチン接種というのは、郡内で接種ができるお医者さんはいるんですけども、仮に副反応等の対応が必要となったときにそれがなかなか町内では難しいという現状がございます。

できれば、今回、万全の体制で行いますので、接種を希望される方はこの機会を活用していただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 中元総務課長。

○総務課長（中元 辰也君） 白鳥議員からの、洪水ハザードマップの周知方法、活用方法といたしますか、質問にお答えいたします。

今回、洪水ハザードマップを作成いたしました。この洪水ハザードマップにつきましては、大島地区で申し上げますと、屋代川、三蒲川、橘地区で申し上げますと宮川、久賀地区では宮崎川、この4つの県が管理する河川についての洪水ハザードマップでございます。

したがいまして、洪水の危険にさらされている地区の皆様方にはハザードマップを配付したいと考えております。それ以外にはWeb版で町のホームページのほうにそれを掲載したいと思えます。

今までは津波ハザードマップや土砂災害、来年度にあたっては高潮ハザードマップ、そういったものを全てそろえますので、町民の方々には自分がどういった危険にさらされているかというのをしっかりと認識していただいて防災対策に力を入れてまいりたいと考えています。

○議長（荒川 政義君） 伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 白鳥議員の地域ねこ活動等推進事業助成金の減額の件ですが、その1つの周知についてのことですけれども、周知につきましては町のホームページで行いましたが、町のホームページのみで周知しましたけれども、これが十分かといえば反省する点もあったかとも思います。今後につきましてはホームページのみならず町の広報等でもPRしていきたいと思っております。

この事業につきましては獣医師会との協力が必要でありまして、また4月から年度初めは狂犬病の予防注射もごさいます。それで医師会との調整で9月スタートということになっております。

それから、もう1点は、まず要綱には1月末の事業終了ということになっております。これにつきましては、補助金の会計事務処理がごさいます。年度ぎりぎりでは支払い等も困難になりますので、取り組んでいる他市町の状況を鑑みまして本町も事業終了を令和4年1月としておるところでごさいます。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 周防大島高等学校の通学支援費給付金の関係でごさいますが、まず本制度は平成28年度からはじめた事業でごさいます。

それから、今年度の減額の理由についてですが、当初は80人分を想定して予算化しておりました。実績見込みとして本年度については54人という数字になっておりますので、その差額分を減額したということでごさいます。

なお、この制度導入後、100人ぐらいの申請があったわけなんですけど、ここ数年は、半減、約50人強、60人弱というふうな人数になっております。

年度当初に全校生徒へチラシを配付してこの制度については周知しておるんですが、これは想像ですが、寮の整備によって遠方からの通学者がこの制度に応募する必要がなくなったということもあるのではないかとこのように思っております。

以上でごさいます。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 御回答、皆様、ありがとうございます。伺った中で、もう少し

確認したい点があったので、再度、質問させていただきたいと思います。

まず、30ページの地域づくり活動支援事業補助金についてですけれども、スタートアップの団体は応募があったけれども、それを支援するもう1つの種類のほうの応募がなかったということでした。

締切りや採択がいつ頃だったかということまでは私も分からないんですけれども、そういった場合に追加募集というような形でなるべく実施されるように工夫されるということも、今後は検討いただきたいなと思います。

次に子育て世帯臨時特別給付金についてです。

この案件につきましては全国の様々な自治体の方々がどのように対応されるかということで大変悩まれているというのをニュースなどでも私もすごく拝見していたところでございます。

そういった全国の自治体の中には、子供に対する支援なのに所得制限を設けるのはいかがなものかと。そういうことで自主財源を使ってでも全子育て世帯に給付を行ったところもございます。近隣では田布施町がそのような御決断をされておりました。

そういった全国的な動きも受けて国は新型コロナウイルス感染症の交付金の使途としてそういった所得制限がかかって10万円を給付されていない家庭に給付することに一般的な新型コロナウイルス感染症対策の交付金を使ってもいいよというふうの方針を変更したと伺っております。それが、12月末か1月頭か、それぐらいの出来事だったのではないかと思います。

その後、全国的に所得制限を撤廃して全子育て世帯に給付するという動きがどんどん広がりました。本町では、令和4年1月24日に臨時会があったにもかかわらず、この3月定例会での審議となっているのが現状です。年度末は進学する子供がいる家庭では様々な費用がかさみます。なので、ぜひ迅速な手続により早めの給付をお願いしたいと思います。

本来、私も令和4年12月議会で考えを持って提案して議論するべきだったと反省しておりますが、子育て支援に力を入れると本町では大切な方針に掲げておりますので、ぜひ近隣市町の様子と歩調を合わせるというだけではなく本町としての考えをしっかりと持って施策を考えていっていただきたいと思います。

次に小児対象の新型コロナウイルスワクチン接種でございますが、大変、見えないところかどうか、私は小さい子が打つのはいろいろ心配だろうなというぐらいの程度だったんですけれども、そういった万全な体制を整えて不安な中でもお子さんに打たせようという方々をしっかりとフォローする体制を町のほうで整えられているということで大変安心いたしました。

次に48ページの地域ねこ活動等推進事業助成金についてです。

猫の繁殖を抑えるためにそういった去勢手術などのための支援ということなんですけれども、季節的に春というのがとてもそういった時期に該当するのではないかと思います。

実際に、私の周りでも、この時期になると猫の声が聞こえてくるので、野良猫がいることに気がついた、またそういった手術を施されていない野良猫がいることに気がついたという声をよく聞きます。3月までに何とか手術をしようということで取り組まれている団体もごございます。

また、私も、インターネット上ではございますが、よその自治体でいろいろな取組をされているところを見ますと3月末までに報告すれば対象としているという自治体も多くあります。

支払い事務の時間的余裕を取るためというような理由であれば何とかそこは工夫して3月末までの実施をもし来年度以降もやるのであれば検討するべきではないかと思えます。

洪水ハザードマップにつきましては、対象のエリアが島内の中でもある程度限られるということで、そういった方々にはしっかり紙で配付をして周知いただけるということで安心しました。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後1時44分休憩

.....  
午後1時45分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 白鳥議員の御質問の中で、事業の完了ですけれども、他の市町では3月までというところもあるし、また、今、団体では、猫が繁殖する3月末までに何とか去勢手術をしたいという思いがあるようでございますので、またその辺のところは生活衛生課の中で詰めていきまして検討させていただきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 白鳥議員の地域づくり活動支援補助金の少ない場合の対応でございますが、審査会は1回開くほどしか予算を組んでおりませんが、追加募集とか、少ない場合には——あと、周知方法とかその辺をまたさらに検討してまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 先ほどの子育て世帯臨時特別給付金の件なんですけれども、あちらはまずのところは一般財源を活用することについては、慎重にならないといけないというところでありました。

そして、その後に臨時会等がありましたけれども、その段階では、その後、コロナの補助金、地方創生の補助金を持ってできるタイミングがあればやろうということで執行部では打合せをしておりました。ですので、今のタイミングでようやくこれに踏み切れるということでもあります。

そしてまた、この議会もありますので、このたびの令和4年度第1回定例会で議員の皆様にお

諮りして御議決いただいて給付を行いたいというような思いでございますので、よろしくお願ひ  
します。

○議長（荒川 政義君） いいですか、白鳥議員。

ほかに質疑はございませんか。岡崎議員。

○議員（6番 岡崎 裕一君） 1つだけお聞かせください。52ページの鳥獣被害防止施設等整  
備事業補助金、これがマイナス100万円なんですけれども、いまだイノシシの害がそんなに減  
っていると思わないんですけれど、なぜこれが減っているのか、お聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） 今、御指摘のあった予算項目は町民の方が畑等に柵を設置する  
際の補助金でございまして、本年度は例年どおり1,000万円の予算を計上しましたが、申請  
件数が少なかったということで精算見込みということで100万円の減額とさせていただいてお  
ります。

これはいろいろな理由があると思えますけれども、数年間、補助を続けてきましたので、ある  
程度、行き渡ってきたのかなと思えますが、まだ申請者もおられますので、来年度当初も予算計  
上する予定でおりますけれども、今年度については申請が若干少なかったということでございま  
す。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） 20ページの一番下のところで大島大橋の事故の損害賠償金とい  
うことで1億2,842万円収入を計上してございます。

1億2,842万円と言いますけれども、大島大橋の損傷事故の被害というのは到底これで収  
まるものではないわけでございまして、先ほど町長の行政報告の中にも救済制度の設立など国に  
対して働きかけていくというお話がございました。具体的にどういうふうに働きかけていくのか、  
もう少し詳しくお聞かせ願えればと思います。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 大島大橋の損傷事故、これは平成30年10月22日に発生いたしまし  
て、船主責任制限法というものがあって、この船主責任制限法の責任制限手続によって周防大島  
町に御指摘の損害額が振り込まれるという形になったわけでございます。

山根議員がおっしゃるとおり、この被害、そしてまたこれはこの先もずっと続くものであると。  
中には体を壊した方もいらっしゃるし、そういった痛みをまだまだ持っておられる方もおられる  
のは私も承知しております。

そのために、今後、このようなことがないために、まずは県、そして国に対して、船主責任制  
限法で船会社は守られるわけですが、それ以上の受けた損害に対してしっかりと請求でき

るようというをまずは要望していかないといけないと思います。そしてまた、その制度づくりも必要だと思います。

周防大島町は実際にこういった経験をしておりますので、こういった場合はこう、こういった場合はこうという数値をまた示すこともできると思いますので、そういったことでもって示していければと思っております。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） 国に対してということで、今、御答弁いただきました。

ただ、事故を起こした船会社であるオルデンドルフ社というのはドイツの企業でございます。ドイツという国に対して請求していく、対応を求めていく、そういうことはお考えはありませんでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後 1 時53分休憩

.....  
午後 1 時55分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） ありがとうございます。

私は、今、一言でドイツと言いましたけれども、正式にはドイツ連邦といいまして16の国から成立しております。これを起こしたオルデンドルフ社のあるリューベックという町はそのうちの1つの州に属しております。

その州、前も一般質問で申しましたけれども、歴史的にいうとハンザ同盟というものを北海のほうで結んでいた。そのハンザ都市同盟という一部の都市になります。

その中に例えばハンブルクという町があったり、いろんな町があります。ぜひこれを機会に国際交流の場としてそういうところに話を広げていってみたいかがかと。そういうことを思ったもので、今、質疑いたしました。

かなりかけ離れたところがあったと自分でも反省しております。しかしながら、そういう意見もあるということをごをここで述べさせていただければと思います。大変、失礼いたしました。

○議長（荒川 政義君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） なければ質疑を終結します。

討論・採決は次の本会議といたします。



日程第9. 議案第10号

日程第10. 議案第11号

日程第11. 議案第12号

日程第12. 議案第13号

○議長（荒川 政義君） 日程第9、議案第10号令和3年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から日程第12、議案第13号令和3年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）までの4議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） それでは、議案第10号から議案第12号の補足説明を行います。

まず、議案第10号令和3年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について補足説明を行います。

このたびの補正は、歳入におきましては、普通交付金、特別交付金、国民健康保険基金利子、災害等臨時特例補助金の増額、国民健康保険税、職員給与費等の減額によるものでございます。

歳出につきましては、一般被保険者療養給付費、国民健康保険基金積立金、病院事業特別会計繰出金の増額、一般管理費・特定健康診査等事業費に係る職員人件費、特定健康診査等事業費、保健事業総務経費の減額が主なものでございます。

それでは、補正予算つづりの77ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,897万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億2,127万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては事項別明細書で御説明をいたします。

85ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

1款1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして一定程度収入が下がった方々等に対しまして国保税の減免により487万3,000円を減額するものでございます。

3款県支出金1項県補助金1目保険給付費等交付金は、一般被保険者療養給付費の所要見込額の増に伴いまして普通交付金を6,574万4,000円増額し、新型コロナウイルス感染症の影響により国保税を減免した保険者（市町村）に対しまして国が保険税減免額の10分の4を補助及び国保診療施設・設備整備分の交付申請額の確定によりまして特別交付金を569万3,000円増額するものでございます。

4款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金は国民健康保険基金利子の増額でございま

す。

5 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金は職員給与費等の調整によりまして 5 4 万 5, 0 0 0 円を減額するものでございます。

8 款国庫支出金 1 項国庫補助金 1 目災害等臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして国保税を減免した保険者（市町村）に対しまして国が保険税減免額の 1 0 分の 6 を財政支援する災害等臨時特例補助金を新たに 2 9 2 万 3, 0 0 0 円計上するものでございます。

8 7 ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費は職員人件費の調整によりまして 4 7 万 2, 0 0 0 円の減額でございます。

2 款保険給付費 1 項療養諸費 1 目一般被保険者療養給付費は所要見込額の増に伴いまして 6, 5 7 4 万 4, 0 0 0 円を増額するものでございます。

8 8 ページをお願いいたします。

3 款国民健康保険事業費納付金 1 項医療給付費分 2 項後期高齢者支援金等分及び 3 項介護納付金分はいずれも財源調整でございます。

8 9 ページをお願いいたします。

5 款保健事業費 1 項 1 目特定健康診査等事業費は、職員人件費の調整、会計年度任用職員の減、新型コロナウイルス感染症の影響によります受診見込者数等の減に伴いまして 4 5 1 万 3, 0 0 0 円を減額いたします。

9 0 ページをお願いいたします。

5 款保健事業費 2 項 1 目保健事業費は、会計年度任用職員の減や新型コロナウイルス感染症の影響による受診見込者数等の減に伴いまして 2 7 8 万 9, 0 0 0 円を減額いたします。

6 款基金積立金は財源調整等のために 7 2 5 万 8, 0 0 0 円を増額いたします。

9 1 ページをお願いいたします。

7 款諸支出金 2 項他会計繰出金 1 目病院事業特別会計繰出金は特別交付金の申請額確定に伴いまして 3 7 4 万 3, 0 0 0 円を増額するものでございます。

以上が令和 3 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についての概要でございます。

続きまして、議案第 1 1 号令和 3 年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして補足説明を行います。

今回の補正は、歳入において、後期高齢者医療保険料、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金

の減額によるものでございます。歳出につきましては職員人件費や後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものでございます。

補正予算つづりの93ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,725万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億4,210万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては事項別明細書で御説明をいたします。

101ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

1款1項後期高齢者医療保険料1目特別徴収保険料は、県後期高齢者医療広域連合の本算定後の決算見込みによりまして408万4,000円を減額し、2目普通徴収保険料は503万3,000円を減額するものでございます。

3款繰入金1項他会計繰入金1目事務費繰入金は、職員人件費の調整や県広域連合共通経費負担金の変更によりまして43万円減額し、2目保険基盤安定繰入金は県広域連合の実績見込みによりまして770万8,000円を減額するものでございます。

102ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は職員人件費の調整によりまして7万3,000円を減額するものでございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、県広域連合の事務等負担金35万7,000円、保険基盤安定負担金770万8,000円、後期高齢者医療保険料911万7,000円をそれぞれ減額し、合計で1,718万2,000円を減額するものでございます。

以上が令和3年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についての概要でございます。

続きまして、議案第12号令和3年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について補足説明を行います。

補正予算つづりの103ページをお願いいたします。

今回の補正は実績見込みによります介護給付費の減額に伴う調整が主なものとなっております。

第1条で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から1億1,699万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を33億7,969万4,000円とするものでございます。

まず、保険事業勘定の歳入から御説明いたします。

事項別明細書の113ページをお願いいたします。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金は、介護給付費の実績見込みに伴いまし

て減額補正といたします。

2 項国庫補助金 1 目調整交付金、2 目地域支援事業交付金は事業実績の見込みによりまして減額補正といたします。

3 目保険者機能強化推進交付金は、国が市町村に対しまして自立支援・重度化防止に関する取組を支援するために創設された交付金でございますが、318万5,000円を計上しております。

4 目介護保険保険者努力支援交付金は、国が市町村に対し介護予防・健康づくりに関する取組を支援するために創設された交付金でございますが、341万8,000円を計上しております。

114 ページをお願いいたします。

4 款 1 項支払基金交付金 1 目介護給付費交付金、2 目地域支援事業交付金は実績見込みによりまして減額補正といたします。

5 款県支出金 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金は実績見込みによりまして減額補正といたします。

2 項県補助金 1 目地域支援事業交付金は実績見込みにより減額補正といたします。

115 ページをお願いいたします。

6 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目介護給付費繰入金、2 目地域支援事業繰入金、4 目その他一般会計繰入金は実績見込みによる減額でございます。

2 項基金繰入金 1 目介護給付費準備基金繰入金は同じく介護給付費の実績見込みによる減額補正でございます。

9 款財産収入は基金利子の増額に伴いまして増額補正といたします。

次に歳出の主なものについて御説明いたします。

116 ページをお願いいたします。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費では介護保険分の職員人件費の調整によりまして減額補正といたします。

3 項 1 目介護認定審査会費は介護認定審査会の実績見込みによりまして減額補正といたします。

117 ページをお願いいたします。

2 款保険給付費 1 項サービス諸費 1 目介護サービス等給付費は実績見込みによりまして6,914万9,000円を減額補正いたします。

2 目介護予防サービス等給付費は実績見込みによりまして1,334万1,000円を減額補正いたします。

118 ページをお願いいたします。

2 項その他諸費 1 目審査支払手数料は実績見込みにより減額といたします。

3項高額介護サービス等費は実績見込みにより増額補正といたします。

119ページをお願いいたします。

5項特定入所者介護サービス等費は実績見込みにより減額補正といたします。

120ページをお願いいたします。

3款基金積立金1項基金積立金1目介護給付費準備基金積立金は基金利子でございます。

4款地域支援事業費1項1目の介護予防・生活支援サービス事業費は実績見込みによりまして減額補正といたします。

121ページをお願いいたします。

3項包括支援事業・任意事業費では3目地域包括支援センター運営事業費では介護保険・包括支援センター分の職員人件費の調整といたしまして減額の補正といたします。

以上が令和3年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についての概要でございます。

以上で議案第10号から第12号までの補足説明を終わります。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 議案第13号令和3年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）について補足説明をいたします。

別冊の補正予算つづりの123ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から194万9,000円を減額し、予算の総額を8,518万2,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算につきましては燃料費の減額調整並びに財源調整でございます。

それでは、補正予算の概要につきまして事項別明細書により御説明をいたします。

131ページをお開きください。

歳入につきまして、3款県支出金1項県補助金につきましては山口県離島航路補助金額の確定に伴う減額補正でございます。

4款繰入金1項他会計繰入金につきましては、一般会計繰入金を90万8,000円増額し、財源調整をしております。

次に歳出でございます。

132ページの1款事業費2項事業費1目前島航路運航費、2目情島航路運航費につきましては実績見込みによる燃料費の減額となっております。

3目浮島航路運航費につきましては、実績見込みによる燃料費の減額並びに船舶ドック入りの日数確定に伴い、代船費用の減額補正となっております。

以上が令和3年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）についての概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願いいたしまして補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第10号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第11号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第12号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第13号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で議案第10号令和3年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から議案第13号令和3年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）までの質疑を終了いたします。

討論・採決は次の本会議といたします。

---

### 日程第13、議案第14号

○議長（荒川 政義君） 日程第13、議案第14号令和3年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 議案第14号令和3年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして補足説明をいたします。

お手元の補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は総則です。

第2条の収益的収入及び支出では、第3条予算の既定の収入額を215万7,000円減額し、

8億5,781万6,000円とするとともに、既定の支出額から475万9,000円減額し、8億2,584万1,000円とするものです。

その概要につきまして御説明をいたします。

3ページをお願いいたします。

収入につきましては、平成30年10月に発生しました大島大橋貨物船衝突事故に係る水道用水供給料金（受水費）の減免措置による還付金収入を3項特別利益で受けるとともに、人事異動による人件費の減額や事業費の確定などとあわせて2項営業外収益2目他会計補助金1節一般会計繰入金において2,421万3,000円の減額をし、財源調整を行っております。

支出におきましては2目配水及び給水費並びに3目総係費において人件費をそれぞれ調整するとともに2目配水及び給水費の12節備用品費におきまして量水器購入の際の入札実績に伴う余剰金を減額しております。

1ページに戻っていただきまして、第3条の資本的収入及び支出におきましては、第4条予算の収入の第1項企業債を事業費の実績に伴い180万円減額するとともに支出におきましても第1項建設改良費並びに第3項固定資産購入費におきまして、事業費の確定と入札減に伴う減額調整をそれぞれ行っております。

2ページをお願いいたします。

第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、人件費の調整に伴い、減額するものであります。

第5条の他会計からの補助金では、一般会計からの繰入金を2,421万3,000円減額し、4億1,477万1,000円と改めております。

なお、5ページ以降には附属資料を添付しております。

以上が議案第14号令和3年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後2時18分休憩

.....

午後2時29分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第14号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論・採決は次の本会議といたします。

---

#### 日程第14、議案第15号

○議長（荒川 政義君） 日程第14、議案第15号令和3年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。

伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 議案第15号令和3年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして補足説明をいたします。

お手元の補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は総則です。

第2条の収益的収入及び支出では、予算第3条の既定の支出から2,224万7,000円を減額し、9億6,513万6,000円とするものです。

その概要につきまして御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

支出につきましては、1款下水道事業費用1項営業費用2目処理場費の14節委託料では、脱汚泥運搬処分の精算見込や水質検査の入札減などにより1,347万6,000円の減額を、21節薬品費では、処理場の薬品費の精算見込みにより60万円の減額を、3目総係費の14節委託料では、汚水処理施設整備構想見直し業務などの精算見込みにより817万1,000円の減額をするものです。

1ページに戻っていただきまして、第3条の資本的収入及び支出では、予算第4条の既定の収入から1,500万円減額し、15億5,653万3,000円とするとともに不足財源の内訳を変更しようとするものです。

その概要につきまして御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

収入につきましては、1款資本的収入1項企業債1目建設改良債1節公共下水道事業債及び2節過疎対策事業債をそれぞれ750万円を減額し、財源を調整するものです。

2ページに戻っていただきまして、第4条の企業債では、特定環境保全公共下水道建設改良事業を1,500万円減額し、企業債の総額を9億1,510万円としております。

なお、4ページ以降に附属資料を添付しております。

以上が議案第15号令和3年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の概要でご



ざいます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第15号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論・採決は次の本会議といたします。

---

### 日程第15、議案第16号

○議長（荒川 政義君） 日程第15、議案第16号令和3年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

補足説明を求めます。石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 議案第16号令和3年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第5号）の補足説明をいたします。

令和3年度周防大島町病院事業特別会計補正予算書の1ページを御覧ください。

この予算は、12月実績に基づいた業務量や新型コロナウイルス感染症に関連する収入及び費用、その他事業費の確定により補正するものです。

また、これまで貸借対照表上の負債の部に計上しておりました修繕引当金の取崩しや大島大橋貨物船衝突事故における損害賠償金の確定等による特別利益の増額、過年度における職員の時間外勤務手当の支給等による特別損失の増額を補正しております。

第1条は総則でございます。

第2条の業務の予定量では、新型コロナウイルス感染症の影響により3医療機関と2介護施設の患者数・利用者数が減少しているため、入院合計1,044人、外来合計4,267人、入所合計2,055人。

次の2ページを御覧ください。

通所合計で380人の減少を見込んでおります。それに伴いまして1日平均患者数・利用者数を補正しております。

（8）の学生数については、12人減少し、83人へ補正しております。

3ページを御覧ください。

（9）主要な建設改良事業について、それぞれの事業費の確定により医療機械器具及び備品購入については2,024万4,000円減額補正し、4,288万7,000円としております。

第3条の収益的収入及び支出では、収入につきましては、業務の予定量の減少に伴います診療

収入の減少、ワクチン接種・PCR検査等の増加によるその他医業収益の増加、特別交付税の確定、新型コロナウイルス感染症関連補助金の増加、修繕引当金の取崩し等による特別利益の増加。

4ページを御覧ください。

収入合計で6億7,891万5,000円増額補正し、55億6,834万2,000円としております。

支出につきましては、職員減少の影響による給与費の減少、業務の予定量の減少に伴う材料費の減少、看護学校の奨学金受給学生の減少による奨学金の減少、患者未収金について個別の回収可能性を勘案し、貸倒引当金繰入額を補正しております。

また、過年度における職員の時間外勤務手当の支給等による特別損失の増加。

5ページを御覧ください。

支出合計で5,950万3,000円減額補正し、48億2,983万5,000円としております。

第4条の資本的収入及び支出につきましては、資本的収入は、建設改良費の入札による減少に伴う企業債の減額、器械備品整備に対する調整交付金、地方創生臨時交付金の交付額確定、基金の取崩しにより合計で4億7,385万円を増額補正し、5億3,964万6,000円としております。

6ページを御覧ください。

支出につきましては、先ほど収入でも触れましたとおり入札による建設改良費の減少により合計で2,024万4,000円減額補正し、8億6,490万7,000円としております。

第5条の企業債につきましては、建設改良費の入札による事業費減少により2,640万円減額補正し、合計2,840万円としております。

7ページを御覧ください。

第6条の議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、給与費を合計で3,383万9,000円減額補正し、28億1,088万6,000円としております。

主な内容としましては職員の減少に伴う減額となっております。

第7条の他会計からの補助金について、特別交付税の確定、国民健康保険保険給付費等交付金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付額の確定により合計で3,473万4,000円を増額補正し、14億9,580万8,000円としております。

8ページを御覧ください。

第8条のたな卸資産購入限度額につきましては、業務の予定量に基づき算出し、合計で7,024万1,000円を減額補正し、6億5,337万8,000円としております。

附属資料といたしまして9ページ以降に補正予算に関する説明書を添付してございます。

以上が議案第16号令和3年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第5号）の内容でございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第16号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 1点だけお尋ねいたしますが、特別損失、未払い賃金についてという御説明がありましたけれど、東和病院が301万3,000円、橘医院が15万2,000円、大島病院が3,552万7,000円ということになってはいますが、この内訳というか、内容を御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 田中議員の大島病院の特別損失について、3,552万7,000円計上されておりますけれども、その内訳としましては、宿日直時における時間外勤務手当の過年度未払い分として412万7,000円、また医師に対する時間外勤務手当等の過年度未払い分として3,140万円を補正するものでございます。

東和病院につきましては301万3,000円、橘医院が15万2,000円ですけれども、これも大島病院と同様に宿日直時における時間外勤務手当の過年度分の支給でございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 宿日直時の賃金というのは先般からの話の結果ということで、これで全部精算ということですか、これのほかに宿日直時の未払い賃金というのはないということでしょうかということと、今、御説明で、大島病院については医師についての未払いが3,140万円。これはかなりの金額になりますが、これについては、経緯というんですかね、宿日直の分とは全く別問題だと思うんですが、どういう経緯で、3,140万円というのが、例えば人数とか何時間分とか何年分とか、それがどういう形で確定したのか。例えば、これ以外にもあるのかなのか、これで未払い賃金については確定したのかということ。

この金額がかなり大きいんで、その辺も補足説明していただかないと内容が分からないんですけど。宿日直はこれで終わりということであれば、完了というか、精算できたというんならそれだけで結構です。医師の分についてはもうちょっと詳しい内容と経緯を含めて御説明をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

まず、宿日直時の時間外勤務手当につきましては、一応、全て完了しております、もうない

ということでございます。

あと、大島病院の医師の時間外勤務手当でございますが、令和2年8月に医師から時間外勤務手当の未払いの請求がございまして、その期間が平成30年9月から令和3年3月まででございます。

医師の人数ですが、大島病院は医師の人数が少なく、特定されるのを避けたいので、人数を詳しく言えないというふうに考えておりますので、そこは御容赦いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 人数が説明できないというのはプライバシーとかそういったことに関わるのかもしれませんが、もうちょっと、どういう経緯でこうなったのか。平成30年から3年間分ぐらい、これ以外にあるのかなのか。

もともと令和2年8月に請求があったというのはどういう請求だったんですかね。単純な個人的な請求なのか、法的な請求なのか、法的というか裁判上の請求なのか、そういったことも含めて。

触れにくい面があればそれは特定できんような形で説明していただいて結構なんですけど、曲がりなりにもこれだけの金額が予算として議会に上がってきているわけだからそれはある程度詳しい説明がいますし、町長もこういう報告を聞いていたのかどうか分かりませんが、聞いていなかったら聞いていなかったで問題ですし、公開の場でできないのであれば非公開の全員協議会とかそういう場もありますけれども、そういった何らかの説明が事前に予算を上げる前に必要だったんじゃないかなと。

この場で説明できないことがあるというのであれば、なおさら、どういう経緯でこの金額というのが決まったのか。宿日直の問題も問題だったんですけど、それ以外にこれだけの金額の未払い賃金があったということは問題じゃないんですかね。今、聞いてびっくりしているんですけど、もうこの質問は3回目なんで、これ以上、質問できませんけれど、どうするのか。

今、こうやって質問したから表に出たというか、説明を御回答いただいたんですけど、御回答がなければ単なる予算の数字の問題として未払いの賃金が3,500万円もあったということは議会には何の説明もしていただけなかったということなんで、議会に説明もないまま3,500万円の未払い賃金についての予算がとおるということはあまりにも説明が足りないというか、議会に対して信頼関係を損なうんじゃないかなと思うんですけど、もう1回の答弁できちっと説明できるのか。

できないのであれば、何らかの説明の機会、情報提供というんですかね、説明の機会が必要だ

ろうと思うんですけど、今度、火曜日の採決までに。

議長、どうしたらいいですかね。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後 2 時52分休憩

午後 3 時19分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 1 6 号についてほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論・採決は次の本会議といたします。

---

日程第 1 6. 議案第 1 7 号

日程第 1 7. 議案第 1 8 号

日程第 1 8. 議案第 1 9 号

日程第 1 9. 議案第 2 0 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 1 6、議案第 1 7 号周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてから日程第 1 9、議案第 2 0 号周防大島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてまでの 4 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第 1 7 号から議案第 2 0 号までについて一括して補足説明をいたします。

まず、議案第 1 7 号周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてであります。

本議案は、令和 3 年 1 1 月 3 0 日施行で、議会議員及び町長等の令和 3 年度分期末手当支給率を 6 月期 1. 6 7 5 月分、1 2 月期 1. 5 2 5 月分、計 3. 2 0 月分としたところを、令和 4 年 4 月 1 日以降は各期の支給割合を均等にしようとするものでございます。

それでは、改正の要点を逐条に沿って御説明申し上げます。

第 1 条の周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正は町議会議員の皆様の期末手当の支給率を 6 月期、1 2 月期ともに 1. 6 0 月分としようとするものでございます。

第2条の周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正は、町長、副町長、教育長及び病院事業管理者、この病院事業管理者が医師の場合は除きますが、期末手当の支給率を6月期、12月期ともに1.60月分としようとするものでございます。

なお、附則において施行期日は令和4年4月1日としております。

次に議案第18号周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正についてであります。

議案つづりの12ページを御覧いただきたいと思っております。

令和4年度以降の周防大島町病院事業管理者の期末手当の支給割合を100分の212.5から100分の215に改め、6月及び12月の期末手当の支給割合を均等にするものでございます。年間の支給割合につきましては令和3年度と変更はございません。

なお、附則において本条例の施行日は令和4年4月1日からとしております。

続いて、議案第19号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について補足説明であります。

本議案は、山口県人事委員会による令和3年10月14日の職員の給与等に関する勧告に準じ、令和4年4月1日以降の職員の給与等の改正を行おうとするもので、関連条例を一括して一部改正しようとするものであります。

それでは、改正の要点を逐条に沿って御説明申し上げます。

第1条の周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、令和3年11月29日の令和3年第4回臨時会において一般職の職員の期末手当の支給率を改正する議案を上程し、御議決を賜り、令和3年度分の期末手当支給率を年間で2.40月になるように12月期支給分を1.125月分にする改正をしたところでございますが、6月期、12月期ともに1.20月分としようとするものです。

また、県人事委員会勧告に準じ、本議案第2条で規定しております経過措置の廃止により職員の給与水準が低下することから、県内民間給与との水準の均衡を維持するため、行政職、医療職及び技能職の給与表を改定しようとするものでございます。

第2条の周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正でございますが、平成31年4月1日に施行いたしました周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で給料表の引下げ改定を行い、経過措置として現給補償を行ってまいりましたが、補償の受給者割が減少してきたことや過去の同様の経過措置の状況を勘案し、令和4年3月31日限りで本経過措置を廃止しようとするものでございます。

第3条の周防大島町船舶職職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正でございますが、第1条の周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正と同様に、給料表を改定しようと

するものでございます。

なお、附則において施行期日は令和4年4月1日としております。

続いて、議案第20号周防大島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてであります。

今回の改正は、全国的に消防団員数は2年連続で1万人以上減少しているという危機的な状況で、本町でも昨年度は44人の退団者があり、年々、消防団員の減少が続き、地域防災力の低下が危惧されております。

これを受け、消防庁から、消防庁長官通知（令和3年4月13日消防地第171号）により、消防団員確保の対策として消防団員の処遇の改善を図るため、出動、訓練、その他の活動の実態に応じた適切な出動報酬の支給がされるよう通知されたことを踏まえ、本町といたしましても、当該通知に基づく見直しを行い、消防団員が活動しやすい環境を整備し、さらなる団員確保対策を図るため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正内容につきまして新旧対照表により御説明いたします。

条例第8条については、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条（消防の任務）との整合性をとるため、ただし書中水火災その他の災害を災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ）に字句を改正するものでございます。

次に、条例第12条第1項及び同条1項第1号、第2号については、消防庁の通知を踏まえ、字句を改正し、また同条第1項2号の報酬の額をそれぞれ改正するものでございます。

施行日につきましては令和4年4月1日からとしております。

以上が議案第17号から議案第20号までの補足説明であります。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑は議案ごとに行います。

議案第17号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第18号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第19号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

議案第20号、質疑はございませんか。吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 本議案は出勤の手当が報酬ということに変わるということでございます。非常出勤報酬が5,400円から8,000円に引き上げられる。それに伴いまして令和4年4月からの税制改正で所得税の課税対象になるという話を聞いたんですが、その辺の御説明をお願いできますでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 吉村議員から、消防団員に支払われる報酬が今後は課税対象という話でございますが、これの経緯でございますが、消防団員に支払われる報酬等の課税関係につきましては消防庁と国税庁が協議いたしております。

まず、1点目、出勤報酬は給与所得として所得税の課税対象となること。

また、2点目として、市町村が毎年の源泉徴収税額表に基づき源泉徴収を行い、税引き後の額を団員に支給すると。

それから、3点目といたしまして、年額報酬については引き続きその年中の支給額が5万円以下であるものに限り課税されないと。

最後に、地方自治法第203条の2第3項の規定により支給するもので、出勤に係る旅費等、職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかなものについては引き続き所得税の課税対象とならないこととなっております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） ありがとうございます。

8,000円とか3,500円のところに所得税がかかるということで、5万円以下のところはおかからないということは、分団長が5万幾らですかね、分団長のところには年額報酬と出勤報酬がかかってくるということでございますね。

5,400円から8,000円に引き上げるという。非常にいいことだと思うんですけども、出勤した感じを申し上げますと、火事などがあるとサイレンが鳴って出勤するわけですけども、一斉に現場にぱっと50名ぐらいが集まります。そのときに実際に消火作業にあたっているのは10名程度じゃないかと思えます、見る限り。

あとの40名ぐらいは、ちゃぶちゃぶ言いよるだけとなるんですけども、サイレンが鳴ったけえ行くのは使命感でぱっと皆さん集まっていたくんで、非常にすばらしいことなんですけども、要は見よっても、最前線でホースを持って水をかけよっても、同じく8,000円ということですね。その辺は私は疑問に感じる場所がございます。

各分団からの人員報告というのがあって、それが後に報告書で誰々が出動しましたというふうなことになるんですけども、作業しよった人と見よった人で報酬に私は差があってもいいんじ



やないかなというふうに。8,000円を下限として、逆に一生懸命ホースで水をかけた分団に対しては、さらにプラスというふうなところがあってもいいんじゃないかなというのが私の感想です。

出動要請のあり方についても、今後、検討事項じゃないかなと思います。火が見えりゃみんな一斉に集まるんですけども、瞬時に出動要請をかけるほうの判断。今度、ちょうどメールのシステムができるということでございますので、その辺も私は検討課題じゃないかなというふうに思います。

最後に、以前、田中議員が報酬、今までは手当ですけども、手当を一旦分団にプールするとか個人に支払うとか、そこが選べるようになったんですけども、今回、課税対象になるということは、要は団にプールしよったら実際もろくてないものを確定申告せにゃいけん。おかしな話になってくるので、そこら辺は、私は個人の振込に全部統一すべきではないかというふうな意見を持っていますけれども、その辺について執行部のお考えをお伺いいたします。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 吉村議員の御質問の報酬の支払い方法を個人への関係でございますが、県内の各市町も苦慮しておるところでございますが、今、団員個人への直接支給と委任状を取って、分団経由で個人支給の選択制で実施しておりますが、今後につきましては、消防団の理解を得て、順次、個人への支払いを進めてまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） ありがとうございます。以後、そのように検討をよろしく願います。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 1点だけお尋ねしますが、8,000円というのは、国からの通達というか、通知に基づいてということだと思いますが、国からの通知は年額報酬の標準額も3万6,500円というのがあるんじゃないかと思うんですが、今回、年額報酬については改定されないというのは理由はどういうことでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員の今回は年額報酬を改正しない理由の質問でございますが、年額報酬の額は消防団員の階級の基準に定める団員階級の者については年額3万6,500円を標準とすることになっておりますが、本町は人口に対する団員数の割合が高く、厳しい財政状況等を勘案いたしますと標準額とすることは困難な状況であると考えております。

このことから国に対しては県を通じて消防団員を確保する観点からも十分な財政措置をしてい

ただけるよう要望してまいりたいのとあわせて消防団員の再編についても検討して総合的に対応していきたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今回の御説明だと数が多いからその分だけ1人当たりの金額が下がっているということみたいですが、これは交付税の収入があると思うんですが、歳入というんですかね、交付税が入ってくると思うんですが、交付税は、人数じゃなくて地域に対して幾らというのが、自治体に対して幾らというのが決まっているということなんですかね。

○議長（荒川 政義君） 中元総務課長。

○総務課長（中元 辰也君） 田中議員からの交付税措置の関係の御質問でございます。

はっきりとした数字はあれなんですけれど、本町が受ける交付税と特別交付税を合わすと大体1,400万円前後ぐらいのものになるかと思えます。それを、条例上の消防団員、例えば972人で割ると1万4,500円前後ぐらいの報酬になるんじゃないかと思えます。それに対して、現在、本町が年額報酬としているのが1万6,000円というふうになっております。

例えば、近隣の市町で申し上げますと、柳井市と比較すると、人口は本町の2倍、消防団員については本町の半分ということで3万6,500円という標準額を用いて算定しているような状況です。あと、町でいいますと、平生町と田布施町については今回の議会で多分2万2,000円程度の報酬にするような情報は得ております。

ただ、人口に対する消防団員の割合というのが本町の場合は条例でいいますと大体6.5%ぐらいの割合、一方、他の近隣市町については割合については2%前後の割合となっております。

そのことから先ほど部長が申し上げたとおり、消防団員の再編ないしそういったことを考えながらいずれかの段階には本町においても国の示した標準額のほうに近づけていきたいなというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） ということは、今回の出勤報酬を上げるというのは消防団の成り手不足とかそういうのに対応するためということなんですけど、本町の場合は消防団は多過ぎるぐらいいるということなんですかね。

だったら、それを、適正化というんですかね、今、再編すると言われましたけれど、再編するということは人数も減らしていくというような方向ということではよろしいんでしょうかね。

○議長（荒川 政義君） 中元総務課長。

○総務課長（中元 辰也君） 再編するとか、消防団の方々の御意見も当然踏まえて一緒に考えていかないといけないというふうに考えています。

あと、消防団員を少なくするという考えではなくて、本町の場合、消防団員の高齢化ないし成

り手不足、そういったものも踏まえると小さな地区ごとの分団で成り立っていくかというところもこれからは出てくると思いますので、そういった意味で消防団の方々の御意見等を踏まえながら総合的に考えていかないといけないというふうに考えています。

しかしながら、地域においては、面積は、大体、柳井市と一緒にの面積でございます、本町の場合は。ただ、エリア自体が本当に長くなっていますので、一概に再編するということになると、町民の安心・安全を確保するには消防団の力というのはすごい重要と考えておりますので、なかなか難しいところではありますけれど、消防団の御意見を聞きながら地域の意見も聞きながら総合的に進めていきたいと考えています。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で議案第17号周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてから議案第20号周防大島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてまでの質疑を終結いたします。

討論・採決は会期中の最終日の本会議といたします。

暫時休憩します。

午後3時44分休憩

.....

午後3時54分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

#### 日程第20. 議案第21号

#### 日程第21. 議案第22号

○議長（荒川 政義君） 日程第20、議案第21号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてと日程第21、議案第22号山口県市町総合事務組合の財産処分についての2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第21号及び議案第22号につきまして一括して補足説明をいたします。

まず、議案第21号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてであります。

本議案は、山口県市町総合事務組合の構成団体であります玖西環境衛生組合が令和4年3月31日をもって解散することに伴い、令和4年3月31日限りで同事務組合から玖西環境衛生組合を脱退させること、並びに同事務組合規約を変更するにあたっては各加盟団体との協議が必要とされていることから、地方自治法第290条の規定に従い、上程したものでございます。

それでは、規約変更の詳細について御説明を申し上げます。

別表第1の改正は同事務組合を組織する地方公共団体の表から玖西環境衛生組合を削るものです。

別表第2の改正は、同事務組合において共同処理する事務と地方公共団体の表のうち、2の項退職手当の支給に関する事務、6の項非常勤の職員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務、8の項公平委員会の設置及び公平委員会の権限に関する事務及び11の項行政不服審査法第81条第1項の規定による機関の設置及び当該機関の権限に関する事務を共同処理する団体から玖西環境衛生組合を削るものでございます。

次に議案第22号山口県市町総合事務組合の財産処分についてであります。

本議案は、玖西環境衛生組合が山口県市町総合事務組合の退職手当支給事務を共同処理する団体から離脱することに伴う財産処分を、地方自治法第289条の規定により、関係地方公共団体と協議の上、定めることについて議会の議決を求めるものでございます。

以上が議案第21号及び議案第22号の補足説明であります。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑は議案ごとに行います。

議案第21号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第22号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で議案第21号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてと議案第22号山口県市町総合事務組合の財産処分についての質疑を終結いたします。

討論・採決は会期中の最終日の本会議といたします。

---

## 日程第22. 議案第23号

○議長（荒川 政義君） 日程第22、議案第23号財産の無償貸付けについてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第23号財産の無償貸付けについて補足説明をいたします。

旧油田小学校の学校用地及び校舎他の跡利用につきましては、議会の地域活性化・害獣・防災対策特別委員会の御意見を伺いながら募集要件等の調整を行い、昨年6月より利用公募を行ってまいりました。

その結果、2者から申込みをいただきましたので、検討委員会において選定について御審議いただき、委員会での検討結果に基づき地域代表説明会を開催し、地域振興の目的で跡利用をいただく方への内定通知をいたしました。

本議案は、その利用計画に沿った土地建物の無償貸付けを行うにあたり、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

議案つづりの40ページのそれぞれの施設配置につきましては議案説明資料つづり7ページにより内容をお示ししているところでございます。

貸付相手方は東京都に本社を置くK&Jホールディングス株式会社で、貸付けの内容はワーケーション施設として校舎、屋内運動場、屋外トイレ、倉庫、附属設備等は無償で貸付けしようとするものでございます。

貸付期間は令和4年4月から令和14年3月までの10年間としております。

なお、電気・水道といった施設維持管理に必要な経費は貸付相手方に負担していただくこととしておりますが、地域住民が使用できるスペースを確保いただくことや非常時の避難所としての活用について配慮いただけるものでございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

議案第23号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） まず、グラウンドを含めてということなんですが、募集の段階ではグラウンドは有償というふうになっていたと思うんですが、これはいつの時点で変わったのかということ。

それから、これは昨年9月に設立された法人ということで、この事業のために設立されたのかもしれませんけれど、東京の会社でもありますし、実際にこの事業を行うのはいつ誰が。

この会社が直接行うのかもしれませんし、例えば支店を設置するといふのであればいつ誰が設置するのか。会社というんですかね。どういう形になるのか。その辺の御説明をお願いします。

あと、実績のない法人ということなんで、10年間という長期にわたって貸し付けることになりませんが、果たして10年間継続できるかどうか。そこの担保というのはどういうふうに取り

ているのか。その辺もあわせて御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） まず、1点目のグラウンド貸付けの無償についてでございます。

当初、グラウンドに固定物等々を設置する場合、例えば三蒲小学校のような形ですが、そのような場合はその部分の面積というところについて金額を徴収しようというふうに思っておったんですが、今回はグランピングというメニューも入っていますが、グランピングは聞いたところによりますと、グラマラスのグランピングではなくてグラウンドを略したグラウンドでキャンプができるという類いの、ちょっと豪華なものだとは思いますが、そういったもので、固定物じゃないという感じの説明がございました。ということでグラウンド部分についても無償化というふうに説明を受けたので、そういうふうにさせていただいたところでございます。

それから、昨年9月に設立された東京の法人ということで、いつ誰が実際に運営を行うということでございますが、直接、K&Jホールディングス株式会社が行うように聞いています。

なお、K&Jホールディングス株式会社が周防大島町のほうに、一応、すぐではないかも分かりませんが、営業所というか、支店、支社というものを設置しようと考えているという話を聞いております。

それから、実績なしで、実績というか、新しい法人ということで10年間ということの貸付けについて大丈夫なのか的な質問でございますが、今回の要するに選定につきましては、当初、応募は2者ございました。

その中で今回の油田小学校の検討委員会の場で両者の方から事業内容等の説明をいただき、検討委員からの質問に対しての御回答も直接いただいております。その後、各委員から御意見をお伺いするなどの検討をして検討委員会でまとめをされたものでございます。

先ほど副町長の補足説明でもございましたが、その結果を踏まえ、油田地区の代表者の方々から意見をお伺いして最終的に町が内定者として決定したということもございまして、また今回のK&Jホールディングス株式会社の代表取締役の方は複数の会社も経営されており、このたびの油田小学校の計画については5G関連のベンチャー企業とも調整を図っているという旨をお伺いしておりますので、そういったものも考慮して10年間の対応ということで計画しております。

なお、その担保は、今、考えている。今後、契約に移るわけですが、それについては、和田小学校の跡利用のことがございますが、和田小学校のときにそういった用途指定義務違反とかそういったものがある場合については違約金的なものの規定もございます。

そういったものに準じて契約書的なもの等を作成していくつもりですので、今後、K&Jホールディングス株式会社と協議しながら、こら辺の内容については作成していきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 廃校利用者募集にかかるQ&Aというのがあるんですが、これには、グラウンドについては継続的に建屋や駐車場等でグラウンドを占有する場合は条例の適用となり、使用料が発生しますというふうになっているから、これをいつ変えたんですかということをお聞きしているんで、この点について、もう1度、御答弁をお願いいたします。

複数の会社を経営されているからって。であればどれかの会社でやればいいと思うんですが、この会社の目的、いろいろありますけれど、それが何の事業にあたるのか。

この会社の目的、例えば国内外の有価証券及び不動産などに関する投資事業ほか10個ほど挙げていますけれど、これのうちのどれに該当するのか。それをお示してください。

要するに、これはホールディングス会社なんで、いろんな傘下に会社があると思うんです。そういった会社が、今、事業をされると言いましたけれど、東京からどうやって直接やられるのか、その辺が具体的に目に見えないんですけれど、支店も設置されるということなんです、その時期が分からない。

これは令和4年4月からの話ですよ。それなのに時期も分からないというのはどうなんですかね。そこは具体性を持って答弁していただかないとそうですかということにならないんですけれど。

あと、これは、実施の段階、令和4年4月以降も教育委員会が所管されるということによろしいんでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） グラウンドの無償の関係でございますが、内部でそのことを協議して、内定を出す段階で検討して、こういうふうに全体的に物自体が、さっき申しましたように、固定物じゃなくて、比較的、早くというか、テントということなので、そういうものが早く撤去できるということでそういうふうな内定前の段階に決定させていただいたというものです。

それから、支店的なものがいつということについては、相手方から詳しい話は聞いておりませんが、実は、本議決をいただきましたら、令和4年3月早々、上旬にでも、こちらのほうに社長さん、それから、支店官になられる方というんでしょうか、社員の方というんでしょうか、来庁されて、教育委員会との契約関係に基づく事前協議をする予定といたしますか、内々ですけれども予定しております。そのときに今後の対応については詳細が分かってくるんだろうといたしますか、決定されるんだろうというふうにご考えております。

それから、今後の対応について教育委員会が引き続き対応するのかということでございますが、今回の無償の貸付けについては、町有財産という、学校が閉校したということで、今、実際に進

めているんですが、国の補助金、これは防衛省ですが、防衛省の補助金を活用して建築されている校舎ですので、中国四国防衛局、そちらのほうとの協議等々もありますので、当分の間は、当然、教育委員会がいろんなそういった意味での窓口になるんだろうなというふうに思っております。

以上でございます。（「会社の事業目的は」と呼ぶ者あり）

失礼しました。

事業目的は、私も、これは定款の中からではあるんですが、中に不動産の賃借的なものの規定もございましたし、また、5Gについては、通信機器の製造販売等々の記載がございますので、ここら辺の中で対応されるんだろうというふうに。これは定款のほうに書いている内容でございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 支店を設置されるということなんですけれど、さっき言ったのは、結局、これは令和4年4月からの事業なんで、不明とか協議するという話じゃなくて令和4年4月には必ず設置されていないと。それはできるといえばそれまでですけど、東京の会社が——でも、一般的に考えて本当にできるんですかという話になりますよね。

別に支店を設置するのは例えば時間的に半年も1年もかかるというもんじゃないんで、設置しようと思えばすぐにでも設置できるわけで、場所とかいろいろあると思いますけれど、この施設の中につくるんじゃないんですかね。

だとすれば、町として無償貸付けはします。ただ、実際に実施がすぐ令和4年4月からできるような体制は取ってもらうということは約束してもらわんといけないんじゃないんですかね。業者任せでいつになるんか分からんよというような話じゃないと思いますけれど。その辺をもう1回御答弁ください。

内定段階で無償にするのを決めたということなんですけれど、公募なんで、条件は、もう1者、競合がいるんで、そこがグラウンドを更地で使うかどうかは分かりませんが、あくまでも公募なんで、それは変えるのであれば公平に変えないと。条件が途中で変わるというのは公平性を欠くと思うんですけど、その辺はプロセスとして問題がないとお考えなんですかね。

決して無償が悪いとは言いませんけれど、当初は公募条件として有償ですよとおきながら相手によって変わるというのは公平性を欠くと思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） まず、最初の御質問、令和4年4月からの事業というか、貸付けが発生する事業なので、早急に支店なりが設置されないとまずいのではないかという御質問でござ



いますが、K&Jホールディングス株式会社といたしましてもという言い方はおかしいんですが、相手方としても、正式決定ではまだない段階で、内定という段階でございます。先ほども申しましたが、本議会で議決をいただければ正式決定という形になろうかと思えます。

そういったことで、さっきも申しましたが、内々で話をしているという言い方はおかしいかもしれませんが、事前に令和4年4月に向けての協議をするということを令和4年3月の上旬に早々に、するというのでそちらに向かって準備をするということで御理解いただければと思います。

それとグラウンドの関係でございます。公募なので、有償ということについて無償に変更することについての公平性でございますが、実は公募に際して利活用者の募集にかかるQ&Aというのを令和3年6月25日現在で作っております。

施設の賃料のことが書かれておりまして、これについてグラウンドのことを書いておりますが、本当に占有する場合、このときには使用料が発生するというようにしておりますので、本当の占有とか、占用ということになるかどうかということ、要するに固定物じゃないというところもございましたので、グラウンド面積をずっと全部占有するわけではございませんので、それに応じて無償というところにしていただいております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論に入ります。

議案第23号、討論はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 最初の説明で地域活性化・害獣・防災対策特別委員会が出ましたので、非常に悩ましい立場であります。

この件については、先ほど質疑で申しましたように、選定のプロセス、それから実際の運営にあたっての運営主体の存在というんですか、継続性、実効性といいますかね、そういったものが非常に曖昧というか、釈然としない面はありますけれど、令和4年4月からの廃校活用が成功するように、町長をはじめ教育委員会のほうで、今後、どうなるか分かりませんが、無償貸付けをして、今後、廃校活用の委託になるのか、協定を結んで、渡しましたからあとは頑張ってくださいというんじゃないかと、町としてもしっかりサポートして、最低でも10年間の廃校活用事業がうまく成功裏に結びつくようお願いをして、そういったことを留保して賛成討論といたします。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はありませんか。吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 議案第23号財産の無償貸付けについて賛成の立場で討論をいたします。

本議案は昨年度をもって閉校となりました旧油田小学校用地・建物等を地域振興を目的としたK&Jホールディングス株式会社に10年間無償で貸し付けるというものであります。

同社の事業計画を見ますと、この廃校を活用し、コロナ禍に対応した最適な働く環境を提供する廃校をリノベーションしたスモールオフィスとグランピング施設を組み合わせたワーケーション施設の新設・運営事業、さらに同所に同社の大島支社の設置の計画があるということで、都市部からの企業誘致、同社社員の定住、地元採用による雇用創出、そして今やレジャーシーンに欠かすことのできないほどの人気となりましたグランピング施設による集客効果、また、同所、その場所は、本町の玄関である大島大橋から遠く離れた地域に位置するため、シャワー効果で町内のほかの施設におきましても集客が期待できるものではないかと考えます。

また、同社の代表は多くの方が耳にしたことがある有名な方でございます。この事業は当然メディアに取り上げられることも期待できますし、その宣伝効果で本事業のみならず周防大島町が全国から脚光を浴びることも大いに期待できるものであります。

また、最後に、旧安下庄中学校を含め、廃校からわずか1年間での迅速な対応について教育委員会の皆様には敬意を表しまして私の賛成討論といたします。議員各位におかれましては御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を集結します。

これから起立による採決を行います。

議案第23号財産の無償貸付けについて原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第23. 議案第24号

### 日程第24. 議案第25号

○議長（荒川 政義君） 日程第23、議案第24号油宇集会施設の指定管理者の指定についてと日程第24、議案第25号小泊集会施設の指定管理者の指定についての2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第24号及び議案第25号について一括して補足説明をいたします。

まず、議案第24号油宇集会施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は周防大島町コミュニティ施設設置条例に定める油宇集会施設の指定管理者の指定について地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

この施設は自治会組織油宇自治会の区域に位置しており、自治会活動の拠点となっているところです。よって、施設の設置目的からも非公募によりこれからも引き続き油宇自治会を指定管理者に指定することが好ましいと判断し、提案させていただきました。

なお、期間につきましては令和4年4月1日から令和5年3月31日までとしております。

次に議案第25号小泊集会施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は周防大島町コミュニティ施設設置条例に定める小泊集会施設の指定管理者の指定について地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

この施設も、議案第24号同様、自治会組織小泊自治会の区域に位置しており、自治会活動の拠点となっているところです。よって、施設の設置目的からも非公募によりこれからも引き続き小泊自治会を指定管理者に指定することが好ましいと判断し、提案させていただきました。

なお、期間は同じく令和4年4月1日から令和5年3月31日までとしております。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第24号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第25号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で議案第24号油宇集会施設の指定管理者の指定についてと議案第25号小泊集会施設の

指定管理者の指定についての質疑を終了します。

討論・採決は今会期中の最終日の本会議といたします。

---

**日程第25. 議案第26号**

**日程第26. 議案第27号**

○議長（荒川 政義君） 日程第25、議案第26号周防大島町浮島地区学習等供用施設の指定管理者の指定についてと日程第26、議案第27号周防大島町原地区学習等供用施設の指定管理者の指定についての2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第26号及び議案第27号の周防大島町学習等供用施設の指定管理者の指定につきまして一括して補足説明をいたします。

まず、議案第26号の周防大島町浮島地区学習等供用施設は、自治会組織樽見地区自治会の区域に位置し、自治会活動の拠点となっているところであり、施設の設置目的からも樽見地区自治会を指定管理者として指定しております。

次に議案第27号の周防大島町原地区学習等供用施設についても同様に自治会組織の原地区自治会を指定管理者として指定しております。

両施設とも本年3月末をもって指定管理期間が終了いたしますが、今後においてもこれを継続していくことが望ましい管理運営方法と考えますので、非公募により引き続き指定管理者に指定することについて地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

なお、両施設とも指定管理料は無料であり、期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間としております。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第26号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第27号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で議案第26号周防大島町浮島地区学習等供用施設の指定管理者の指定についてと議案第

27号周防大島町原地区学習等供用施設の指定管理者の指定についての質疑を終了します。  
討論・採決は今会期中の最終日の本会議といたします。

---

**日程第27. 議案第28号**

**日程第28. 議案第29号**

○議長（荒川 政義君） 日程第27、議案第28号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定についてと日程第28、議案第29号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定についての2議案を一括上程し、これを議題とします。  
補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第28号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について及び議案第29号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定についてを一括して補足説明をいたします。

現在、周防大島町高齢者生活福祉センター設置条例に規定する和田苑としらとり苑につきましては、毎年度、1年間を指定期間とし、平成18年9月より、社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会を指定管理者として協定書を締結し、管理運営をお願いしているところでございます。

この事業は、高齢等のため在宅生活に不安のある方に対し、自炊設備のある居室を提供し、生活援助員を配置して、利用者に対し、相談・助言を行うものでございます。

国の定める要綱でも指定通所介護事業所を経営する者であって、適切な事業運営が確保できると認められるものを指定管理者とすることが規定されております。

このことから、長期間継続し、本施設において総合事業のデイサービス事業及び指定通所介護デイサービス事業を実施している社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会が管理運営を行うことにより今後も安定的・効果的な施設運営が期待できるものと判断し、引き続き非公募により指定管理者として1年間指定しようとするものでございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第28号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第29号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第28号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定についてと議案第29号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定についての質疑を終了します。

討論・採決は今会期中の最終日の本会議といたします。

---

### 日程第29. 議案第30号

○議長（荒川 政義君） 日程第29、議案第30号令和3年災補災道第2号町道久賀・土居線道路災害復旧工事の請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 令和3年災補災道第2号町道久賀・土居線道路災害復旧工事の請負契約の締結について補足説明をいたします。

本件は令和3年5月4日から5日の豪雨により被災した橘地区日前の町道久賀・土居線の道路災害復旧工事の請負契約について地方自治法第96条第1項第5号及び周防大島町の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

本件につきましては、令和4年1月25日に入札を行い、仮契約までを実施し、このたび議会の御議決をいただく運びとなったものでございます。

工事の概要につきましては、復旧延長37.5メートル、補強土壁、テールアルメ工法で、これが488平方メートル、アスファルト舗装工259平方メートル、植生工1,210平方メートル、盛土工6,790立方メートル、工事用道路1式、これは延長が102メートルとなっております。

なお、参考までに、完成期日につきましては、令和3年12月議会定例会において令和5年度末までの債務負担行為の御議決をいただいておりますので、令和6年3月22日としております。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

議案第30号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） まず、1点は工法についてなんですが、災害復旧なんで、原形復旧なんだろうと思いますけれど、非常に大規模な工事のようで、これまであったテールアルメの盛土を一旦取り除いてまた新たにテールアルメを敷設するというのであれば、例えば素人が考えて、単純に言って、今、この断面がありますけれど、この盛土断面じゃなくて、道路際に、そんな工法ができるのか分かりませんが、例えば矢板でも打って土留めをすればそのほうが経済的じゃないかなと思うんですが、そういったことができるのかできないのかということもあり

ますけれど、そうした経済比較というんですか、そういった工法の検討、経済性の検討というのはどういうふうにされたのかどうか。

もう1点は、ここは、多分、上からの水、地下水というんですか、排水が。排水というんですかね。地下水というんですか。そういったものがこの盛土を崩壊させたのではないかと思うんですが、何らかの原因があると思います。その原因に対してどういった再度災害防止の工法が取られているのか。

もう1点は、これはまた総合評価で発注されておりますが、総合評価を適用する理由というんですか、メリットというんですか、総合評価によってこの工事についていえばどこにどういった成果を求めているのか、その辺も御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） 復旧工法の選定の部分についてお答えいたします。

本件は2段階において経済比較によって工法を決定しております。

まず、1段階目というのは、崩れたテールアルメ土壁をそのまま放置、いわゆる上の町道を敷設替えする町道自体の路線を変えてしまう方法、それから今崩れているところに橋を架けてしまう方法、それから、従前のテールアルメといえますか、補強土壁による復旧、そのまず3つの検討をしましたが、従前の補強土壁による復旧が一番経済的であると。

その上で、第2段階目として、補強土壁もいろいろなタイプがあります。本件については3つの種類の補強土壁の経済比較を行いました。従前の型であるテールアルメ工法が一番経済的であるということでそのように決定した次第です。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員の、今回の災害復旧工事は総合評価としたわけですが、総合評価方式の入札につきましては、現在、予定価格が3,000万円以上の土木工事において実施しているところであり、本工事においても総合評価方式による入札を実施したところがございます。

また、国や県についても災害復旧工事についても通常の工事と同じく総合評価方式の入札を実施しておりますので、本工事においても国や県と同様に総合評価方式による入札としたところがございます。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） 答弁漏れがございました。

被災の原因は当然5月の豪雨でございますが、まずこの施設は昭和62年に山口県が築造しております。それ以後、現在までに設計基準が変わっておりまして、今回、復旧工事をする際には新たな設計基準で工事を施工いたします。

ですから、現状は、テールアルメ工法の残骸が現地にあります、そのまま使えるような状態のものもあるんですが、設計基準に合わないために、全てを撤去し、新たに一から造り直すという復旧工法になります。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 再度災害の防止の措置を聞いたんですが、それはまた2回目で結構なんで、教えてください。

工法的には私が言った矢板を打ってというのは全く選択の余地なしということで、やっぱり素人考えは駄目ということなんでしょうけれど。

総合評価について、3,000万円以上だから金額的に線引きをしておると。それはそうなんでしょうけれど、結局、総合評価を何のためにやっているのかというのは要するにこれまで価格競争だけだったものにプラス品質確保というものを加えて全体として評価しましょうと。

その品質確保の部分で何らかのメリットがないといけないと思います。いけないというんか、結果的に周防大島町の総合評価の工事は全て特定の業者の競合になっていると。限られた業者の。要するに門戸が狭まっていると。

競争性が一定程度阻害されているという危惧があるんで、そのデメリットを考えてもそれでも一律3,000万円以上は総合評価を入れるということであれば総合評価を入れただけの成果がないと私は片手落ちじゃないかなと思います。

総合評価の目的にはコスト削減というのもあって。ところが、周防大島町の場合は、結局、特定の業者で競合になって、くじ引きですよ、ほとんど。そういったことで競争性が果たして、コスト削減が果たされているのか。

指名競争入札にしても一般の競争入札にしたほうがもっとコスト削減につながるんじゃないかなと考えますが、その辺はそれでも総合評価を適用するメリットがあるのかどうか。

前々から申し上げていますが、その辺をどういうふうに町として捉えられているのか。3,000万円以上だから機械的に総合評価というんでは肝心の目的を見失ってしまうという結果になっているように見えるんですよ。

そうじゃ駄目だから、ちゃんと基準で一定程度の規模の——3,000万円というのは一定程度の規模じゃないと、小さい工事まで総合評価をやったらそれは非効率になりますよということ分かるんですけど、だからといって3,000万円以上の工事を機械的に総合評価を適用していいというものではないと思いますが、その辺の総合評価に対する改善というか、問題認識、その辺をどういうふうに町として考えておられるのか。その辺を御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） ただいまの御質問、前回からの改良点といいますか、さらに被



災しないような改良点があるのかという御趣旨の御質問だと思います。

議案説明資料の12ページの図を見ていただければ。標準断面図ということで記載しております。道路の上の町道の肩から法面がずっと続いておりますが、ここに小段を設けて、犬走りのなものを設けて、ここに排水を造ります。

といいますのは、被災原因が法面からの水によってテールアルメ土壁の背後にたまつたと。それから、水の飽和状態になり、土圧が減つたために前面の壁が崩れたというふうに想定しております。実は、従前、この小段の水路が存在したかどうか被災しておりまして確認できないんですが、改めて排水施設を設けると。

それから、被災の原因として、これも確認ができませんが、この図面には表示されておられません、テールアルメ土壁の下部に排水施設があります。中に入った土の余分な水分を抜く管であります、それが詰まっていた可能性が見受けられます。

標準的な対策あるいは被災しないであろうという設計に基づきますけれども、日頃の管理、いわゆる途中の法面の排水路に物が詰まっていたりとか下の排水溝に物が詰まっていたら被災の原因ともなり得ますので、その辺の管理・点検をしていきたいと思っております。

もう1つは、先ほど言いました新たな設計基準で造り直しますので、それ自体の強度が増すということでございます。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員よりコストとかいろいろな御質問がございましたが、総合評価方式は基本的には全ての工事において採用することが可能とされておりますが、町といたしましては、公共工事の品質確保のための主要な取組として、災害復旧工事においても、国や県に準じ、総合評価方式により入札を実施いたしております。

この総合評価方式の入札につきましては、平成22年度より本制度を導入し、現在に至っておりますが、県が予定価格6,000万円から3,000万円に基準を引き下げたことを受け、本町においても平成24年度から予定価格が3,000万円を超える土木工事を対象に総合評価方式による入札を行っているところでございます。

今後、県が落札決定基準の変更や総合評価の金額を引き上げた場合には町においても検討してまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 制度として総合評価を適用することがどうこうと言っているんじゃない、結果として間口が狭くなって限定した業者の競争入札になっていますよねと。

そういった問題を問題として認識していないということ。これでいいというお考えなのか。そうでなければ3,000万円以上だからといっても県やほかの自治体なんかもそういった一律の

運用はしていないはずで。

最初の質問に戻りますが、この災害復旧の原形復旧の工事のどこに、総合評価の目的というんですか、成果を求めるのか、そこを示していただきたいと思います。

そうじゃないと、機械的に3,000万円以上は適用しますということになると、結局、肝心の競争性だけが阻害されて総合評価の目的を達成できないというんじゃないですかというのを申し上げているので、そこを分かりやすく、この工事で総合評価を適用したのために、どういうところで、例えば総合評価の目的であるコストの削減とか施設の性能向上、それから社会的要請への対応とか環境の維持、省資源対策、そういったことのメリットがあるんですよということを説明していただければ、メリット、総合評価を適用するだけの目的がありますよということになりますけれど、何回も言いますが、ただ金額で線引きしたのために、結局は本来の目的を見失ってしまっているんじゃないですかと。そこをどう考えますかということなんです。もう1回、答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員の御質問でございますが、総合評価方式をやる場合、工事の品質を表す指標として工事成績評価がございます。

各都道府県における総合評価方式の結果データを見ると総合評価方式を実施した工事と未実施の工事では実施した工事のほうが成績評点は高くなっており、総合評価方式が工事の品質確保に寄与していることが分かります。

また、本町におきましても、直近3年間の総合評価方式により入札した工事において、工事成績評点が未実施の工事と比べ、高い傾向にございます。

総合評価方式による評価内容の企業の技術力において過去8年間の工事成績の平均点数が80点以上については評価の配点が最高得点の2点となることから業者においては工事成績評点80点以上を目指して工事を行っており、これは品質確保の促進に関する法律の目指すところの価格競争から価格と品質で総合的に優れた公共工事であると考えております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論に入ります。

議案第30号、討論はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） いろいろ申し上げましたが、契約議案なんで、反対はいたしません。

ただ、今後の総合評価制度のあり方、制度というのは、1回設けたからそれですと永遠に問

題ないよということじゃなくて、常々、改良、検証して見直していかなきゃいけないものなので、そこをしっかりと考えていただきたいということをお願いして賛成討論といたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第30号令和3年災補災道第2号町道久賀・土居線道路災害復旧工事の請負契約の締結について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（荒川 政義君） 以上で本日の日程は全部議了しました。

本日はこれにて散会いたします。

次の会議は3月8日火曜日午前9時30分から開きます。

○事務局長（大川 博君） 御起立願います。一同、礼。

午後4時57分散会

---